

環境まちづくり委員会

令和7年3月25日

1 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

- 送付7-4 千代田区における住宅要配慮者に対する支援について
- 送付7-5 二番町計画の附帯決議に基づく適切な「前向きな話し合いの場」をお願いする陳情
- 送付7-6 二番町地区再開発に係る陳情の取扱いに関する陳情
- 送付7-7 二番町地区再開発に関する話し合いの場に係る陳情
- 送付7-11 区ホームページ「神田警察通りの道路整備事業の進捗について」の削除に関する陳情
- 送付7-12 ○○○○○○の操業停止を求める陳情書

(2) 継続審査

- 送付5-14 外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情
- 送付5-18 日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書
- 送付5-19 日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書
- 送付5-21 日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書
- 送付5-22 陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。
- 送付5-23 二番町地区地区計画の変更について「陳情書」
- 送付5-24 日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書
- 送付5-25 二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書
- 送付5-26 日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書
- 送付5-30 千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情
- 送付5-31 日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情
- 送付5-39 外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情
- 送付5-41 (1)二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法16条及び17条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査、並びに(2)今後の再度実施される16条・17条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情
- 送付5-42 外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情
- 送付5-45 千代田区二番町地区計画変更に対する区議会環境まちづくり委員会並びに都市計画審議会の委員による充分なる検証実施の陳情
- 送付5-46 二番町地区地区計画の変更に関して、住民への詳細説明及び都市計画法第16条第1項の公聴会の開催を求める陳情
- 送付5-47 二番町地区地区計画の変更に係る説明会及び意見書の取り扱い方に関する陳情

- 送付 5-48 二番町地区計画の変更について、広く番町・麴町地域の地域住民を対象とする説明会を至急開催することを求める陳情
- 送付 5-49 二番町地区地区計画の早期変更を要望する陳情
- 送付 5-52 二番町地区地区計画変更においてサイレントマジョリティである子育て世代の意見を聞き、未来の子供たちのための前向きな議論を求める陳情
- 送付 5-53 二番町地区計画早期変更に関する陳情
- 参考 送付 教育環境を守る要望書を区議会で受け止め、慎重に審議を進めること求める陳情
- 送付 5-54 都市計画法第 17 条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情
- 送付 5-55 「都市計画法第 17 条に基づく『「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情(送付 5-54)」に関する追加の陳情
- 送付 5-56 都市計画法第 17 条に基づく二番町地区地区計画の変更に係る意見募集に関する陳情
- 送付 6-3 神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書
- 送付 6-4 外神田一丁目計画について手続きの調査を求める陳情
- 送付 6-8 東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画(変更)に関する意見書についての調査と提出のやり直しを求める陳情
- 送付 6-9 神田警察通りⅡ期工事に関する陳情
- 送付 6-10 神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書
- 送付 6-11 神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書
- 送付 6-14 神田警察通り道路整備工事、2 期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書
- 送付 6-15 神田警察署通りの街路樹を守る会のメンバーに対する仮処分の申し立て件についての陳情
- 送付 6-18 千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の法的問題点の確認を議会から区に求めていただく陳情
- 送付 6-23 異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書
- 送付 6-25 千代田区「道路の移動等円滑化の基準」の歩道の有効幅員について、東京都と同様、附則に「やむを得ない場合」の経過措置を設けることを求める陳情
- 送付 6-26 都市計画審議会による「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の優先事項の確認と、実効性ある実施を議会から区に求めていただく陳情
- 送付 6-29 神田警察通り沿道整備推進協議会の委員を多様性と男女共同参画の視点から早急に見直すことを求める陳情
- 送付 6-33 自転車道と歩道拡幅工事について 4 期、5 期を早期に開始して下さい。
- 送付 6-38 二番町地区計画附帯決議の実行についての陳情
- 送付 6-39 「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の「全ての関係者が」話し合える場づくりの開催を求める陳情
- 送付 6-41 神田警察通りの街路樹に関わる経緯の再整理と代替案を提案する陳情

2 その他

3 閉会中の特定事件継続調査事項について

環境まちづくり委員会 送付7-4

千代田区における住宅要配慮者に対する支援について

受付年月日 令和7年2月4日

陳情者 提出者 1名

住所:

千代田区における住宅要配慮者に対する支援について

※住宅要配慮者とは

住宅の確保に特に配慮を必要とする低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、一人世帯、被災者、外国人等の人たちの事。

標題に関しまして、障害のある私個人を含め、千代田区に住み続けたいと願っている人々が安心して暮らし続けるような支援体制を構築していただきたく、この文書を提出致します。

令和4年度第1回千代田区居住支援協議会の議事録において、月20万以上の年金収入者の割合は16%とありました。つまり、それ以外の80%以上の人々は20万以下で暮らしています。そのような人々が千代田区で暮らし続けるには、生活における大部分を占める住宅に関する助成をしなければ成り立ちません。富裕層のみが暮らし続けるまちを千代田区は目指しているのでしょうか。住宅セーフティネット法においては、低額所得者の定義を月収15.8万円以下の世帯としていますが、千代田区の地価や物価等を鑑みると、その地域性に合わせ月収の上限を上げる必要があります。また、私のような障害者もいずれは高齢者になります。早うちから、障害者も含めた若い世代にも支援を開始しなければ貧困のトンネルから抜け出せず、いずれ貧困の高齢障害者となることは目に見えています。

住宅セーフティネット法では、住宅の確保に配慮が必要な世帯が入居できる賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録基準として、原則として各戸の床面積が25平方メートル以上と定められています。しかし、千代田区で25平方メートル以上の賃貸住宅に住もうとすれば、要配慮者が住む事はとても叶いません。また、区営や区民、都営住宅は倍率が異常に高く（100倍程度の事も）、特に単身世帯には非常に狭き門です。よって、こもれば住宅のように低額所得者や障害者等も千代田区で一人暮らし出来るよう、千代田区が補助金を出して新たにセーフティネット住宅を整備していく必要があるのではないのでしょうか。

ひぐち区長は「子育て世代やシニア、障がい者、一人ひとりが輝ける社会の実現」を掲げていますが、今のままでは障がい者等の住宅要配慮者は千代田区で安心して暮らし続けることはできません。住宅の借り上げや家賃助成等の支援を実施されることを求めます。

以上



環境まちづくり委員会 送付7-5

二番町計画の附帯決議に基づく適切な「前向きな話し合いの場」をお願いする陳情

受付年月日 令和7年2月6日

陳情者 提出者 1名

2025年2月6日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

二番町計画の附帯決議に基づく適切な「前向きな話し合いの場」をお願いする陳情



令和7年1月12日に、各方面のご尽力により、番町次世代シンポジウムが行われましたが、募集時点でも、当日も区から「二番町再開発」そのものや「附帯決議」についての説明がなく、趣旨が不明確なまま実施されました。

二番町計画についての知識、正しい理解がない参加者に、番町という広い範囲に「あったらいい」「こうなったらいい」のアイデアを聞くもので、それらの環境負荷を考察することなしに、一部を二番町計画に取り込む趣旨の会でした。

また、住民の希望者が誰でも参加できるものではありませんでした。これは「附帯決議」に沿った「前向きな話し合いの場」ではないと考えられます。

昨年12月の、誰でも参加できた千声会主催の区による説明会のアンケートでは、「区の説明が不十分で再開発に納得できない」との数字が過半数を超えていました。

まず区が住民に「再開発の内容・附帯決議・現時点での環境調査等」について説明した上で、区が地区の二分の原因となっている懸念事項を聞いたり、対応策を考える場を設けることが分断の解消につながる「前向きな話し合いの場」になると考えられます。

そうした場が何回でも持たれ、根気よく地区の融和を図る努力がなされることを、議会から執行機関に要請下さるよう心からお願い申し上げます。

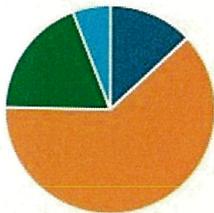
参考：千声会主催「区からの説明会」アンケート結果



千声会主催「区役所の二番町地区計画説明会」後のアンケート結果

4. 二番町の変更後地区計画について

■ 納得している	13.0%
■ していない／反対だ	62.3%
■ どちらでもない	18.8%
■ その他	5.8%



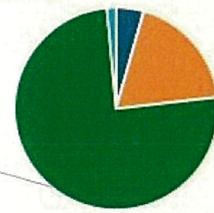
5. 二番町の地区計画変更は、事前に十分な説明があったと思う？

■ はい、思います	5.8%
■ 多少の説明はあった	27.5%
■ 十分だったと思わない	66.7%



6. 同地区計画変更の決め方は、公正で透明性があったと思う？

■ はい、思います	4.3%
■ 最低限の公正さと透明性があった	18.8%
■ 思えない／あまり思えない	75.4%
■ その他	1.4%



2024年12月17日、当会は今年7月に決定した二番町地区の新たな地区計画につき、千代田区役所の環境まちづくり部をお招きし、説明会を開催しました。

説明会には周辺住民を中心に100名もの人々が出席し、

- ・二番町の日テレ本社跡地の新ビルの高さ制限を60mから80mに引き上げ、
- ・同ビルの容積率上限を470%から700%に増やし、
- ・同敷地内に2500平方メートルの広場を設置する、

等の内容からなる、同地区計画への関心の高さがうかがわれました。

説明会では、まず区役所による二番町地区計画の説明がなされ、続いて会場参加者からの質疑応答を行いました。100名の参加者からの熱心な質問が途切れることはなく、質疑は1時間半を超えて予定時刻を大幅に過ぎ、時間切れで終了しました。

説明会后、参加者から回収したアンケート回答は69件と、出席者のほぼ7割という高い回答率。

- ・過半数の人が新たな地区計画に納得していないか、反対であり、
- ・大多数が地域住民（当会注※）への地区計画の説明は不十分で、公正さと透明性を欠くとの認識を持つことが分かりました。

（当会注※：同計画については、事前には地区住民への説明会はなく、二番町の地権者のみを対象に説明会があっただけでした）

2024年3月の千代田区都市計画審議会の附帯決議文にて指摘された

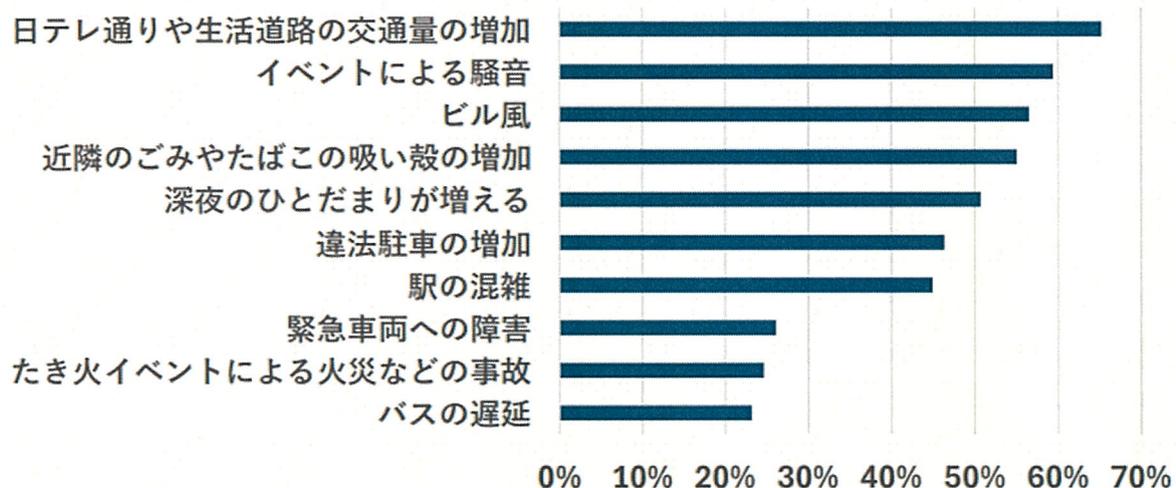
「地区住民を二分するような事態が長期にわたって継続」した状態の解決にはいまだ遠く、二分どころか反対多数の状況がいまでも変わっていない、ということが浮き彫りになりました。

【説明会後のアンケート結果概要】

- ・回答者のほとんど、88%が地域住民だった。
- ・多くが地区計画については知っているが、初めて聞いた人が25%もいた。
- ・地区計画に納得している人はわずか13%で、納得していない又は反対だという人はその約5倍の62%（43人）だった。
（番町地域在住者の回答56件に限っても、うち63%の35人が納得していない又は反対）
- ・同計画については、「説明が十分あった」との回答はわずか4%で、「説明不十分」が3分の2（67%）と圧倒的に多かった。
- ・二番町の地区計画変更の決め方については、「公正で透明性があった」はわずか4%、「最低限の公正さと透明性があった」が19%、「公正で透明性があったとは思えない／あまり思えない」は75%と、大きなギャップがあった。
- ・「地区計画は、周辺住民の要望がよく取り入れられていると思いますか？」に対して「いいえ」と回答した人が64%だった。

⇒リンク：[「12月17日 区役所による二番町地区計画説明会後のアンケート結果」](#)

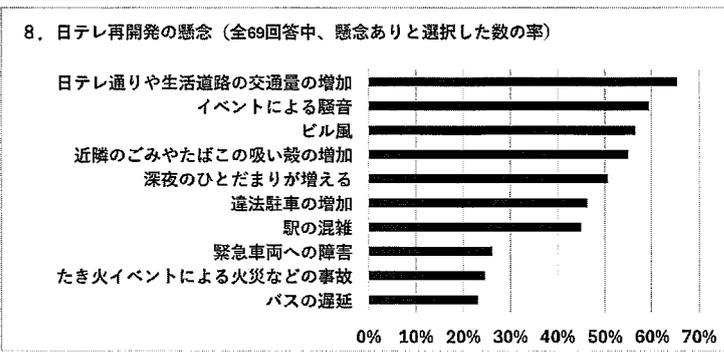
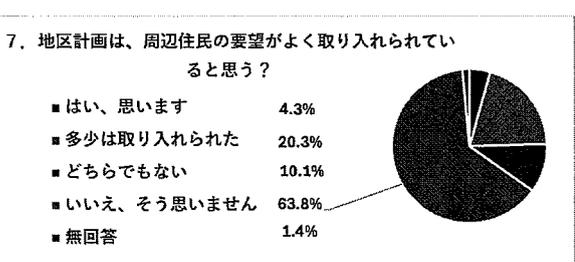
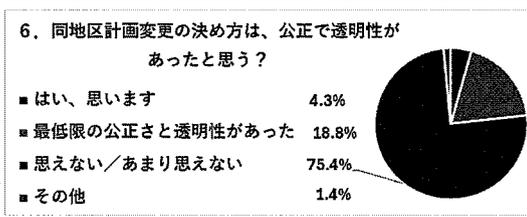
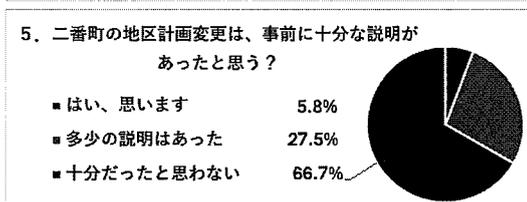
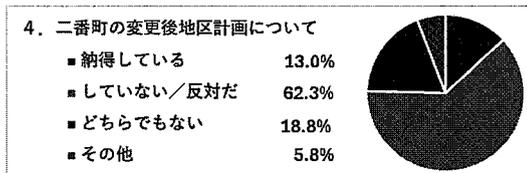
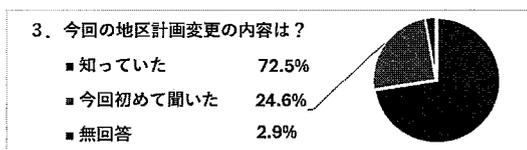
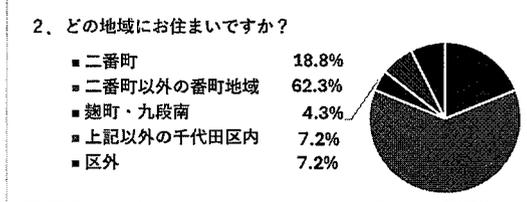
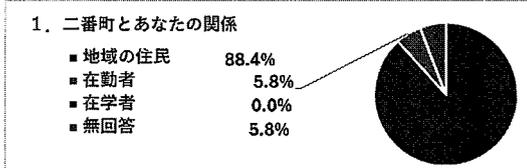
8. 日テレ再開発の懸念（全69回答中、懸念ありと選択した数の率）



2024年12月17日 区役所による二番町地区計画説明会後のアンケート結果

(アンケート回答数=69)

質問	選択肢	回答比率	回答数
1. 二番町とあなたの関係	地域の住民	88.4%	61
	在勤者	5.8%	4
	在学者	0.0%	0
	無回答	5.8%	4
2. どの地域にお住まいですか？	二番町	18.8%	13
	二番町以外の番町地域	62.3%	43
	麴町・九段南	4.3%	3
	上記以外の千代田区内	7.2%	5
	区外	7.2%	5
	無回答	0.0%	0
3. 今回の地区計画変更の内容は？	知っていた	72.5%	50
	今回初めて聞いた	24.6%	17
	無回答	2.9%	2
4. 決定した二番町の変更後地区計画について	納得している	13.0%	9
	していない／反対だ	62.3%	43
	どちらでもない	18.8%	13
	その他	5.8%	4
5. 二番町の地区計画変更については、事前に十分な説明があったと思いますか？	はい、思います	5.8%	4
	多少の説明はあった	27.5%	19
	十分だったと思わない	66.7%	46
6. 二番町の地区計画変更の決め方は、公正で透明性があったと思いますか？	はい、思います	4.3%	3
	最低限の公正さと透明性があった	18.8%	13
	思えない／あまり思えない	75.4%	52
	その他	1.4%	1
7. 地区計画は、周辺住民の要望がよく取り入れられていると思いますか？	はい、思います	4.3%	3
	多少は取り入れられた	20.3%	14
	どちらでもない	10.1%	7
	いいえ、そう思いません	63.8%	44
8. 日テレ再開発について、ご懸念があれば、以下からお選びください。(複数選択可)	無回答	1.4%	1
	バスの遅延	23.2%	16
	たき火イベントによる火災など	24.6%	17
	緊急車両への障害	26.1%	18
	駅の混雑	44.9%	31
	違法駐車増加	46.4%	32
	深夜のひとだまりが増える	50.7%	35
	近隣のごみやたばこの吸い殻の増加	55.1%	38
	ビル風	56.5%	39
	イベントによる騒音	59.4%	41
日テレ通りや生活道路の交通量	65.2%	45	
懸念はない		0	



質問	コメント
4. 決定した二番町の変更後地区計画について (その他欄に記入のコメント) コメント5人	とても良い案だと思う。
	住民の意見を聞いてから行うべき
	地区計画の変更は決定事項なので変えられないことは認識している。しかしながら付帯決議で「700%、80mより出来るだけ引き下げる努力」をしろと言っている。区役所はそれに向けて努力すべきであると考ええる。「詳細決ってないので答えられない」ではなく詳細決定までに区役所は粘り強く努力すべきであり最終決定の前に日テレ案を住民に示すと榊原課長が言明した事は評価に値する。
	具体的にビルの中にどのような業者、組織が入るのが気になる。公共性、文化性、SDGを考慮して頂きたい
	高度利用による商業ベースでの開発姿勢には、疑問を感じる。それによって失われてしまう環境・負の遺産となる危険について、十分な検討がされているのか？
6. 二番町の地区計画変更の決め方は、公正で透明性があったと思いますか？(同上) コメント2人	(「思えない、又はあまりそうとは思えない」を選択の上で) 情報公開が十分なされていないことも一つ ・ (高さ80mは知っていたが) 容積率緩和が470%から700%とは知らなかった ・ 一社だけの土地の地区計画変更を、提案型として、区の再開発案として提出したもので、事業者と区が一体となっているため、区民寄りであるべき区が完全に事業者寄りになっている。 ・ 区画については都計審副座長から「詐欺的。区は訴えられたら支えきれない」という発言さえあった。議事録からははずされているが、区民が知らないと思って、なんでもありだった。 ・ 2023年5月から7月の「専門家による検討会」に区と日テレが入っているのに、住民は入っていなかった。 ・ 「都市マスタープラン」からの逸脱が区によって押し切られた様子を見た。この経緯がわからない。 ・ 住民から「広場の要望」など聞いたことがない。700%の容積率を確保するには2500㎡の広場が必要という逆算から出たものであることが都計審で明らかになったが、区民はこうした経緯を知らされていない。 ・ 2023年12月には、都計審委員から「議論が尽くされていない」との懸念が出たのに、区は「(勝手に載せると決めてしまった) 意見書募集の区報掲載を取り消さない」からと意見書募集に強引に進めた。 ・ 90m案の時の意見書に在住者ではないと思われる賛成の意見書が数千通あったと記憶している。属性について明確にするよう陳情があり、80m案ではだいぶ減ったようではあるが、大企業の動員が背後にあったように思えた。 ・ 2024年には附帯決議もない上、三択という規定外の決をとるなど、審議会の進め方に不信感を覚えた。
6-1 同地区計画変更の決め方についてご意見などあれば、お書きください コメント20人	市民社会と行政が、適切な力のバランスを持ち合うこと。また、公正な対話により、社会にとり最適な決定がなされることが大事です。そのために、かかる時間の長さを厭わず、本件の議論・プロセスに、両者で取り組むべきです。 日テレの言いなりにしか思えない 初動が間違ってしまったプラン、即座に仕切り直して、住民を安心させてあげてほしいです。住環境を守ると言えるのは区の仕事、積極的に前に出てもらいたい 区役所が住所の意見を殆んど聞かずに住民を代表しない一部区長を誘導して強引に決めて行ったという印象は否めない 自治体の住民と事業者間の融和に関して積極性が欠ける 住民が知らないことが一番の問題。町会長は地元の意見を必ずしも反映していないし、在勤者の意見は業者ばかりで問題外。 住民(商売人が中心の町内会ではなく)の意見が反映されていない。

質問	コメント
<p>6-1 同地区計画変更の決め方についてご意見などあれば、お書きください</p> <p>コメント20人</p>	<p>①計画の前提になっている、「広場機能の拡充」「快適な歩行空間」がどこからどのように出てきて、そして決まったのか、質疑を経ても不透明だった。この前提を盾に、今の結論に導いているようにも見えた。（個人的には、公園やバリアフリーはあまり興味なし、日テレ通り沿いに緑が増えるのであれば嬉しいです。）</p> <p>②D-1地区について、もともとC地区だった場所が変わるって部分は、もっと丁寧に事前に説明があるべきと思った。今日の説明の中で、C地区がどういう役割か、どこからどこまでか、A,B地区はどうか、という点は区民は詳しく知らないで、今日の説明を初めて聞いた区民にとっては、騙し打ち、と捉えられてもやむを得ないと思う。</p> <p>・日テレ沿道協議会が長く検討してきたと言うが、商業地域中心で、参加者が限定されていたもので協議されただけだった。これを検討経緯に含めるのはおかしい。ある方がおっしゃっていたように、ここですべての住民を加えているべきだった。</p> <p>・90mは道幅に対しておかしい、と言われた時が起点だと思うが、誰が考えてもおかしい案が区から出されたのは異常だったと思う。それまでの議論にかけた税金を返してもらいたい。</p> <p>・なぜ一社だけの再開発としたかわからない。一大企業だけの再開発だったら反論をおさえやすい。今もその圧力を感じるし、区が提出者になったことで、事業者寄りである。この計画はおおもとからやり直すべきだと思う。</p> <p>・広場がほしい、という話は住民からは全く聞いたことがない。（会場質問者と同じ）</p> <p>番町の庭と森を作り、イメージを植え付けて、利用者に広場があったらいいか、という誘導的な聞き方を何度もしていた。実際には超高層ビルの陰になり、今と全く異なることは明示されていない。（東郷公園の閉鎖時で広場の希望の回答が誘発されたこともある。今は東郷公園のほうがはるかに子供が多い。）</p> <p>・広場の広さも容積率700%に緩和するための逆算だったとのこと。</p> <p>・都計審では16条に入るのは早いのではないかと、言っていたのに区が意見を聞いてからでもなんとでもなる、と言ったり、三択という本来やってはいけないことを止められなかったり、区の責任は大きい。</p> <p>総じて大変卑怯なやり方だったと思う。</p>
<p>6-1 同地区計画変更の決め方についてご意見などあれば、お書きください</p> <p>コメント20人</p>	<p>住民の意見を聞く場はあったが、それらの反映が無くて不思議だった、形式的なものだったのかなと区の姿勢を残念に思うようになりました。良い区だと思って住むことにしたのですが。</p> <p>区の説明は「必要な手続きに則っての協議の結果が現状である」との事ですが、やはり全体として「初めに結論ありきで、そこに向けて周到な計画の下で特例の許可が進められている」という感が否めず、多くの皆さんの不信感の源もその点にあるように思えます。</p> <p>このような大きな変更は関係住民に事前に十分に周知して地区の住民による意見交換後住民の希望として実施される仕組みが必要と思います。一企業提案のように実施されるのは不自然です。</p>

質問	コメント
<p>6-1 同地区計画変更の決め方についてご意見などあれば、お書きください</p> <p>コメント20人</p>	<p>日テレが、計画案を提示することを約した「沿道まちづくり協議会」に先立って、麹町出張所で開催したオープンハウス（2022年9月）で、区が、唐突に、広場が少ないことを二番町地域課題に設定しました。その根拠は、「広場があるとよいと思いますか？」に「いりません」と答える人は殆どいなかったとただけで、広場が課題とするデータを出せないことが明らかになりました。このように、日テレの要望にたどり着く為に、区は、事実と異なる説明や学識委員のコメントの部分的抽出と繋ぎ合わせなどを重ねて、環境まちづくり委員会への説明を怠り、質問や再考要求を無視し続けて、16条・17条手続きを強行し、辿り着いた都市計画審議会でも、想定されていない3択採決、中身未定の付帯決議付賛成を無条件の賛成と併せて賛成多数として、次の都市計画審議会で、付帯決議を付されて、可決されて、区長の諮問に答申した形になったものです。区が、日テレの採算確保の為に要求を叶えることに突き進んで決めた姿が丸見えになっています。手続きは進んでいるが、このままにしてよいはずはありません。幾らかでも正す為にも、区が付帯決議で求められていることを、正しい意味で、区に実行してもらうことが肝要です。</p>
	<p>日テレ側が町会長や議員と結託して計画を進めていると聞いています。 文教地域の静かな番町地区を守ろうという住民の意見を最優先すべきだと思います。</p>
	<p>最後の採決の直前に採決ルールの変更が急に強行された印象が強い。区は当初より一民間企業（日テレ）に偏ったスタンスで公的機関として問題あり。区民の意見要望より日テレの営利が重んじられた</p>
	<p>振興会→委員会→協議会 が内輪だけで（クローズで）報告もなく、同じ限られた委員で行われているのが問題。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・日テレの超高層化で昼間人口が大幅に増えるのに、「夜間人口が増加しているから再開が必要」という理由が根本的に非論理的。 ・住宅地を中心とした面の問題なのに、交通結節点の市ヶ谷駅を起点とする日テレ沿道という商業を中心とした、線での議論をする振興会や協議会で話し合ったのが間違いの元だった。今後もこの地域と混ぜた議論をしないでほしい。 ・「駅からのバリアフリー」が実現するかのような誤解を区も日テレも与え続けた。実際にはホームから25段もの階段を上らなければならない。（なんと日テレの担当者もこれを知らなかった）
	<p>住民には広場より駅のバリアフリーが課題である。間違った宣伝で、過大な期待を持たせて賛成票を集めたと言えるので、この決定は無効ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーなど生活利便性ばかり強調し、マイナス面がデータや視覚的に説明されないまま決定されたことに大変不満を感じる。 ・日テレが「80mが認められないなら地下からのエレベーターを朝夜は一般に使わせない。地域貢献もしない。普通のビルを建てる」と、なかばおどしのようなことを言って賛成を誘導した。区もそれをいさめることがなかった。
	<p>確かに、協議・検討を数多く実施しているのだろうが、それでもまだ不安・疑問が残っているのであれば、協議が充分であったとは言えないのではないか。10回でだめだったら100回、100回でだめだったら1000回。時間をかけるべき。</p>
	<p>「地区計画」決定の上に話しが進んでいる。住民置き去りだと思う。 なぜ広場の大きさが決まっているのか理解できない。</p>
<p>8. 日テレ再開発について、ご懸念があれば、以下からお選びください。 (複数選択可) (その他欄に記載されたコメント)</p>	<p>適切とは言えない都市計画法の適用により、行われる再開発の実績ぐ一つでき、今後同様の事案が増える懸念。</p> <p>繁華街化による番町の品格が損なわれること。</p> <p>ビルの反射光、番町中央通りの交通量と安全</p> <p>広場でのイベントはやめてもらいたい。</p>

質問	コメント
8-1. 具体的ご懸念：前の質問につき、具体的なご懸念があればお書きください。 コメント15人	賑わいと言う名の喧騒
	区や都が地区計画への介入に非常に消極的な件
	区の提案で広場が2500㎡になったと聞いたが、全然地元の要望ではない。アンケートも属性をはっきりさせないと、業者が住民の顔をして意見を言うようなことになってしまうという疑念が払拭できないし、以前そういう事があったと聞いている。
	現在の日本テレビ敷地内には公開されているスペースが複数ありますが、そのスペースで夜にビジネスマンや外国人がお酒を飲んで騒いでいるのを何度も目撃しました。また、お酒を飲んだ後に、そのゴミを私のマンション敷地内に投げられたことがありました。（犬の散歩中に実際に目撃。相手は酔っ払っていたので、怖くて注意できませんでした。）また、休日に番町の森に遊びに来ている方の車の路上駐車も困ります。
	反射光が極力ない設計、素材にしてください。
	広場＝公園というイメージが植え付けられているが、性格があいまい。番町の森で毎週のようにイベントが行われ騒音、火気、ごみ、違法駐車などで迷惑をしている。イベントは子供のため、などと言えばなんでも地域貢献という理由がついてしまう。この地域では「静かに何もしないことが地域貢献」であることを事業者伝えていただきたい。
	人口の増加により、番町の利点である「静謐な住環境」が損なわれることはハッキリしているので、出来る限り既存の法規制の範囲内での建築計画として欲しい。

質問	コメント
<p>8-1. 具体的ご懸念：前の質問につき、具体的なお懸念があればお書きください。</p> <p>コメント15人</p>	<p>●日テレ通りとその周辺生活道路（学園通り・文人通り・中央通り）の車道が狭いことが大きな地域課題です。都バスは停留所の通常の停車の間にも後続車の数珠つなぎで渋滞が発生しています。11月27日の小石川マンション火災では、道が狭くて消防車が水が届く距離まで近づいて放水できず、強風に煽られた火災を鎮火するのに8時間近くかかりました。番町も車道の狭さが類似の状況です。超高層のテナントビル建設による就業者の急増が引き起こすであろう車両交通量の増加は、危険性を増す深刻な懸念事項です。日テレ通りと生活道路における車両交通量を、建物規模から単純に通りの想定ではなく、日テレは制御できないテナント企業により増える屋間人口の数（例えば、4500人から10,000、或いは、12,000、人くらいまで）に即した車両の交通量を想定し、バス停周辺の渋滞悪化や、緊急車両の円滑な進入の確保状況の見通しを立てるなど、地に足を付けた影響検討を行って欲しいと考えます。このような検討を以って、上限700%に対して余裕を持った容積率の設定を考えてもらえると有難いです。</p> <p>●都バスのバス停での渋滞の問題の解消を図るには、かざぐるまに加えて、都バスの番町バス停留所も、交通広場に持ってゆくことが有効な解決策になります。地域課題の解決を図りたい日テレにも、良い話ではないかと存じます。今まで真剣な検討を行ってこなかったとのコメントを頂きましたが、これからの取組みについて、教えて頂きたいと存じます。</p> <p>●ビル風については、環境調査の結果が問題ないことを以って建設された多くの超高層ビルで、竣工後に酷い状態になっています。区内でもサクラテラスや紀尾井町ガーデンもその例です。60mの日テレスタジオ棟周辺でもビル風で吹き飛ばされそうになったり転んでいる人を見かけます。「現在の一般的な調査方法で調査して大丈夫」との説明にとどまらず、懸念が払しょくできるように、容積率・高さなどの建物設計に反映する対応策を実施してもらいたいです。また、設計の仕方による対策が不十分で、実際のビル風が酷い状態になった場合は、日テレ自身が、挙げている、木を植えるなどの対策を行って頂く必要があります。ただ、有効な防風林にするには樹木を密集させて多数植える必要があり、地域貢献の目玉にしている広場や歩道のスペースを狭めるという矛盾が生じてしまいます。ここでも、超高層ビルを建てて地域課題を解決するというストーリーは破綻しています。</p> <p>●このような環境影響の懸念を払しょくする方策として、700%80mという上限値を余裕のある容積率・高さにして設計するように日テレを指導して頂きたくお願いします。</p> <p>●そのように地に足の着いた検討・協議を行う為に、日テレがやっているという環境影響調査の結果は、日本テレビのサイト上など、一般区民が判り易いところのアップするなどして、公表の実を挙げるように、日テレを指導頂きたくお願いします。見つからないのは、検索スキルの問題とのコメントを頂きました。区と日テレのそれぞれのアップされているところにアクセスする手順を教えてくださいたくお願いします。</p> <p>●現在の南側に建物のない番町の森の開催イベントが、超高層ビル北側の街区公園並みの広場でも、同様に開催されるかのような宣伝がなされているように感じます。区の見解を聞かせて欲しいと思います。もし、違うのであれば、現在のイベントを感わすことがないような説明を行うよう、区から日本テレビに指導して欲しいと思います。もし、そうだとされるのであれば、変えて欲しいと強く思います。街区公園で2500㎡に空地が必要と言いつつ続けられています。番町の街区内の住民が遊ぶ公園に相応しく、番町で行う必然性のないイベントを開催する場所ではないと考えられます。また、11月2日3日に開催された「番町たき火まつり」は、何箇所ものたき火から煙が幾筋もあがり、煙の臭いが立ち込めました。事前に許可している消防署も心配になったようで出動し、炎の高さを抑えるように指導していました。近隣では、多くの住民が、不安を感じました。水道施設もない、今の「番町の森」では、ますます危険です。たき火は、火災の二番目に多い原因です。千代田区が後援、日テレが協力しているとのことですが、それぞれどう考えているのか、見解を知りたいと思います。</p> <p>●「番町タウンミーティング」は、何回も開催されていて、区民が数名参加され、日テレからは社員数名と千代田区からは部長さんが来られて、千代田区が後援されています。今片側一車線しかない狭い日テレ通りに、イベントも予定する目的の再開は、災害時の避難、救急対応が滞ることが予想されとても危険です。</p> <p>区政の腐敗。特定企業（日テレ）の優遇、癒着</p> <p>街が「はんか街」になるのが問題という意見に賛成です。</p> <p>単に80mでなく、一社の思うままに街が変わってしまうのが問題ですね。</p> <p>・スタジオ棟もビル風は大丈夫だとの試算に基づいて建てたのだろうが、じっさいはビル風がひどく危険であるという声が多い。まずこの改善策をとってほしい。80mの高さのものを造ればもっとひどくなり、ひどい箇所も増えるのは明らかである。</p> <p>上記の事項も大いに心配されるが、短期的な事業利潤、事業効率でなく、長期的な街の未来・環境への配慮を重要視しなければ、いつまでたっても開発の連続・連鎖から抜け出せなくなるだろう。</p> <p>近隣の静かさが失われ、住みにくくなる。</p>

質問	コメント
	<ul style="list-style-type: none"> ・日テレ通りを含め街としての総合的なプランがなく今後この地域がどうなるのか不安 ・セブンイレブンの所での弁当販売(屋)等があるなど交通に関しての整理が必要
<p>9. 区に、本日の説明では聞き足りなかったこと、追加のご質問やご要望があればお書きください。</p>	<p>エリアマネジメントを営利企業である日テレ主体でやることを初めて知った。それであるならやめるべき</p>
<p>コメント10人</p>	<p>何一つ、キチンと明確な答えがもらえていない。</p>
	<p>本日の住民からの質問に対して、区の担当者の回答は歯切れが悪く、また納得できるような回答はほとんどありませんでした。本日の質問に対する明確な回答をお願いしたい。また、これまでの審議会や協議会が誤った判断をしていれば、正直に認めていただきたい。</p>
	<p>6-1の④で記載した内容については、ちゃんとした経緯があると思うので、どこかで回答して欲しいです。万が一なければ、なぜそうなったか、批判を受けても開示すべきです。</p>
	<p>①区は「意見は個々に聞く」と言うが、皆で話し合う中で情報交換ができる。附帯決議の「関係者すべて」の「融和を図る」ことが区に課せられていることが理解されていないように思った。</p>
	<p>②附帯決議付き決議の後、区が何をしてきたか不明。</p>
	<p>③今後の予定についても説明がなかったと思う。</p>
	<p>④「次世代シンポジウム」が前向きな話し合いの場とは到底言えない。</p>
	<p>「懸念についても言っていたら」小さな声で言っていたが、「アイデア出し」より、「懸念を聞き、解消する会」が先であろう。</p>
	<p>⑤事業者とは密に連絡をとっていると聞く。住民とも密に接する必要がある。</p>
	<p>⑥「環境負荷調査」について、区や日テレのHPからは探せない。「検索すればいいだろう」という回答は不誠実。検索したサイトが偽でないとも限らない。正式にどこから入るのか、また説明会には内容を持ってきてほしい。</p>
	<p>⑦計画決定の経緯について住民に知られていないことがわかった。6の決め方のところで書いたように、非常に問題があったことを周知しなければいけないと思う。区は「決まったことだから」と言うが、決まるまでのことが附帯決議に影響していることも知られなければいけない。</p>
	<p>⑧都計審の委員長が都計審で「この話はずっと続く。区が努力しないと双方にとって不幸な結果に終わると思う。」と言われたと思う。これほど重いことを言われているのに、日テレのイメージ戦略を独り歩きさせて、区は責任がとれるのか、どうするのか。</p>
	<p>よって、本日のような会の再度の開催を望みます。</p>
	<p>日テレ通りまちづくり委員会の案を基に進めたとの主張でしたが、町会は住民を反映していなかったことは明らかなのに、動き出した自分達の姿勢を押し通されたことが、話し合いの場を重ねるにつれ分かり残念です。住民構成についてや町会長の集まりが町会会員の意見を反映していなかったことの認識はお持ちではないということでしょうか？</p>

質問	コメント
<p>9. 区に、本日の説明では聞き足りなかったこと、追加のご質問やご要望があればお書きください。</p> <p>コメント10人</p>	<p>1. 附帯決議で区に求められていること、特に、「(2) 地区計画の決定事項である高さや容積率はそれぞれ上限を定めたものであり、事業者が地区の要望を受け止めて上限に対してゆとりを持った計画内容とすることを妨げるものではないので、今後の建築物の設計段階においてその可能性について事業者と十分に協議すること。」を、有効に進める方法として、環境影響を、例えば、増える就業者数を設定して交通量(人・自動車の数)の増加見通しをたて、道路混雑の解消や緊急車両進入確保の為に必要なことを設計に織り込むことを、その順番で行うことが、現実的と考えられますが、区は、どう考えるのか?別の有効な進め方を考えているのであれば、教えて欲しい。</p> <p>2. 同じく、附帯決議で区が切望されている、「全ての関係者がこの問題に関し前向きに話し合える場づくりに協力すること」に全うに取り組んでもらいたい。番町次世代シンポジウムは、「参加者は、区が応募者から限られた人数選定して決めること」「区の意に沿わない発言者は排除されること」等から、あって欲しくないものを聴く余地を設けていないと考えられ、「地区住民を二分するような事態」が継続しないようにする方向に向かったものではない。12月17日の説明会で出された多くの区民の意見を聞き、来られた職員が持ち帰って、来られなかった職員と共有した上で、区は、附帯決議で切望されていることに対する対応策とスケジュールを教えて欲しい。</p> <p>再開発と災害時の避難、救急対応はどのように対応する計画ですか?</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エリマネ施設」は今回の再開発の条件なのに、区の担当者は「なんだかわからない」との回答で驚いた。区内の他のエリマネ団体には区の職員が天下っていることがわかり、けっこう大変な問題なのではないかと思った。区職員の「あて職」、区議会議員の「個所付け」という慣習はやめたほうがよい。 ・環境負荷調査についてのデータを持参せず、「検索すれば出るだろう」というのは区の姿勢としていかがかと思う。検索にかかるのが正確なものとは限らない。 ・今後の予定についての質問が多かったが、答えられていなかったように思う。 <p>日本テレビが具体的な建設計画が出たら、千代田区役所が日本テレビの担当者と、住民に対して説明会を開くのは当然のことと思う。</p> <p>付帯決議(高さ)の部分の解決はどうなったのか、又、区としての努力はどのようなものか、説明すべき→説明してほしい</p>
<p>10. 上記以外に、ご意見などありましたら自由にお書きください。(任意)</p> <p>コメント14人</p>	<p>活動の中心に携わる方のご尽力に感謝致します。</p> <p>初動から間違えていた。固執したため地域が荒れた。ここからはこれ以上、荒らさないように千代田区がより良い調整をはかって欲しい。</p> <p>今回意見を聞く機会を作って頂いたことに感謝します</p> <p>計画の最終的な作成に向けて、現在都計審の審査が終わり、現在日本テレビに計画作成のボールが渡っている状況だと思うが、日本テレビと行政の情報共有や連携が不十分だと感じた。行政の積極的な介入と情報提供をお願いしたい。</p> <p>何度も今回のような説明会を開き、地元住民の意見を聞くべき。</p>

質問	コメント
<p>10. 上記以外に、ご意見などありましたら自由にお書きください。（任意）</p> <p>コメント14人</p>	<p>意見: 地区計画に反対</p> <p>理由: 区や日本テレビは、二番町に2500平方メートルの広場を作る見返りに、建物の床面積の増床と高さ制限の80mへの緩和が必要と主張されておりますが、そもそも広場は必要ありません。現在の日本テレビ敷地内には公開されているスペースが複数ありますが、そのスペースで夜にビジネスマンや外国人がお酒を飲んで騒いでいるのを何度も目撃しました。また、お酒を飲んだ後に、そのゴミを私のマンション敷地内に投げられたことがありました。（犬の散歩中に実際に目撃。相手は酔っ払っていたので、怖くて注意できませんでした。）また、休日に番町の森に遊びに来ている方の車の路上駐車も困ります。番町の森で色々イベントを実施して、イベントに参加した方に「イベントができる広場があると良い」というようなアンケート結果を根拠の一つとして、広場の必要性を謳っているのかもしれませんが、そもそもイベントに参加した方はイベントに対してネガティブな意見を持つ方は少なく、広場があることで損害を被っている我々のような者の意見は無視されております。静かで落ち着きのある番町が好きで、一生懸命に働いて今の二番町の家を購入しました。広場は必要ありません。災害時も基本的に自宅避難のエリアですし、一時的な避難場所としての機能を持つ小規模な広場で十分であり、二番町に2500平方メートルの広場は不要です。</p>
	<p>千代田区民の声を届ける会のみなさま、説明会の開催、大変ありがとうございました！</p> <p>千代田区役所のみなさまもご説明とご対応ありがとうございました。前任の情報など全て把握されてないようにも見受けられました。大変だと思いますが、これからでもリカバリーできる部分はあると思います。特に区民との適切なコミュニケーションについては頑張ってくださいたいです。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・区側は質問に正面から答えていないことが多かった。いつも一方向で考えているからか。 ・区は「まちなみを守る会」と何度も協議をしたとどこかで読んだが、「守る会」は住民代表ではないし、公開もされていない。それ自体は意義はあったかもしれないが、区は住民と話したと勘違いをしているように思う。 <p>特に附帯決議以後は「すべての関係者」が関わることが必要なことを、区には再確認してほしいと思います。</p>
	<p>経済効果第一ではなくて、未来に住み続けたい区、質の高い生活を保証する区を目指してほしいと思います。</p>
	<p>この計画は建前上正当な手順で進められてきているようです。区の担当者レベルに意見や不満をぶつけても担当者は何の権限もなく聞くだけで何の変化も起こりません。具体的にどのような方法をとればこの計画を変更等出来るかを探してみることでないでしょうか。例えば次の選挙で区長をこの計画に反対する人物をたてる、区議会議員選挙時に計画に反対かどうかを選別する、マスコミに訴える（最近ではユーチューバーのほうが利くかな？）番町地区の住民の署名を集める（番町地区だけならそれほどの人数にはならないのでは）この手のことに詳しい方法を知っている人物、組織などを探す、その他。</p> <p>住民に集まっていたくのであれば実効性のある方法を募集したり、検討する会のほうが有効ではと思います。何もできないならそれも答えです。</p>
	<p>エリアマネジメントについては、17日の区の説明は、「区は金を出さない。」「日テレが金を出さかもしれない。」「日テレからは何も発案がなく、未だ、話していない。」「日テレを含めて皆さんが立ち上げるものだ。」「広場は地区施設となり、区が日テレと協定を締結し、協定を通じて、ある程度は区が管理することはできる。」「今の番町の森は、私有地なので、区として特段に何か指導したりすることはできない。」などの発言があったが、住民のニーズの即した運営となるように、我々としては、有効な打ち手を考える必要があると感じました。</p>
	<p>区の説明を聞いても、区の公平性・公正性は感じられなく、区民としてとても残念</p>
	<ol style="list-style-type: none"> ①エリマネの出資者は日テレである ②振興会の段階から日テレが入っていた ③なんとなく広場がほしい、エレベーターがほしい、だから高層化だと決まったということがわかった。
	<p>スタジオ棟を建てる計画の時からすでに開発を考えていたと思われる→スタジオ棟を建てる前の計画時から説明すべきであったのではないか。</p>

環境まちづくり委員会 送付7-6

二番町地区再開発に係る陳情の取扱いに関する陳情

受付年月日 令和7年2月12日

陳情者 提出者 1名

2025年2月12日

千代田区議長 樋口高顕様
千代田区議会議員 秋谷こうき様

陳情書

二番町地区再開発に係る陳情の取扱いに関する陳情

二番町地区のまちづくり関連の継続中の陳情は令和6年11月末時点で、26件あります。その内訳は令和5年のものが20件、参考送付1件、令和6年のものが5件です。環境まちづくり委員会の議事録を拝見すると、この合計26件は関連するため、一括して審査することになり、特に質疑もなく継続審議となり、2年が経過しています。つきましては議事の運営に関して、以下2点のお願いを申し上げます。

1) 二番町に関する合計26件は例えばですが、次の3つに大きく分けられます。①住民同士の話し合い、または行政や日本テレビからの説明を求めるもの、②高さ、容積率などの建築内容や風、交通量などの環境調査に関するもの、③その他(アンケート調査の件など)。26件一括ではなく、このようにそれぞれの課題別の括りで執行機関から進捗状況等の情報を提供して頂きたいです。進捗状況や問題点が明確になれば早期の解決策を探ることもでき、周辺住民は安心致します。

委員 2) 26件の陳情書が提出された際の議事録を拝見しますと、全て一括審査になりました。委員 議長の「一括審査してよいか？」という質問に対し、議場から「はい」という声。議長の「委員の方からの質疑は？」に対し、議場から「なし」という声。議長の「陳情の取扱いについては？」に対し、議場から「継続」という声があり、これらの声によって何の審査もされずに議事が終わっています。そしてこの2年間審議がされていません。継続とは審議をしないという意味でしょうか？

仕事等の関係で議会や委員会の様子は議事録で確認することが多いです。

できましたら、「はい」「なし」「継続」の声の発声主と、他の議員の賛否を確認し、議事録への記載をお願い致します。

以上



環境まちづくり委員会 送付7-7

二番町地区再開発に関する話し合いの場に係る陳情

受付年月日 令和7年2月13日

陳情者 提出者 1名

陳情書

二番町地区再開発に関する話し合いの場に係る陳情

令和6年3月26日開催の令和5年度第6回都市計画審議会では千代田区当局に対し「意見の対立により地区住民を二分するような事態が長期にわたって継続している」ので「地区内の融和に向けて事業者・関係住民・関係機関 などとともに真摯な努力を重ねること。」という附帯決議をつけて結審しました。

約10カ月経過し、本年の1月12日に「番町次世代シンポジウム」が開催されました。私は出席できませんでしたので、私も是非話し合いの場を作って頂きたいです。話し合いの場を作って頂くにあたり以下のことを望みます。

1. 二番町地区再開発についての話し合いの場をいつ、誰が、どこで開催するのかという手順・手続きを明確にして、住民に広く周知し、合意を得られるまで話し合いを重ねて下さい。
2. シンポジウムは一般的に公開討論会や研究発表会と訳され、「複数の専門家が特定のテーマについて、それぞれの視点から発表や議論を行い、参加者と質疑応答を行うイベント」だそうです。みんなで情報を共有することが大切です。また人口減少化社会に向けた都市づくりも考えなければなりません。専門家を招いた公開の場での開催を望みます。
3. 区のホームページにあった今回のシンポジウム募集のキャッチフレーズは、「二番町地区（日本テレビ跡地）の整備に関連して、番町地域を魅力ある楽しいまちにしていくために」でした。この件について2点申し上げます。
 - ①住民意見が二分する論点の一つは「にぎやかさ」です。「楽しい」は時に「にぎやかさ」「喧噪」に通じます。次回は是非、「魅力ある落ち着いたまち」あるいは「教育と文化が香るまち」などの文言を使ってシンポジウムや話し合いの場の参加者募集と開催を望みます。
また、幼稚園、保育園、小学校、中学校が多い番町地区に不特定多数の人口が増えることに安全性の面で不安を感じます。安全性だけでなく、緊急車両の進入障害、環境調査の妥当性、問題解決策の検討など、超高層ビルが建ってからでは解決が難しい懸念事項が多々あります。これらの懸念事項の対策を考えることも住民の融和に繋がると思います。
 - ②「二番町地区の整備に関連して」ですが、昨年12月千声会主催の二番町再開発に関する説明会で区の担当者は「（シンポジウムは）二番町のことだけを話し合う場ではない」と発言されました。一方1月24日の環境まちづくり委員会の議事録(未定稿)では、「頂いたご意見、アイデア等を踏まえて、区は与件整理をしてまいります」と記載されています。与件整理をするための大変重要なシンポジウムであるという認識を事前に参加者にどのように周知したのか確認して下さい。
4. 与件整理、基本計画作成など今後のタイムスケジュールを公開して下さい。



環境まちづくり委員会 送付7-11

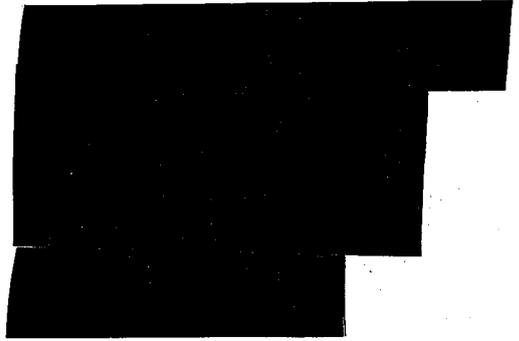
区ホームページ「神田警察通りの道路整備事業の進捗について」の
削除に関する陳情

受付年月日 令和7年3月11日

陳情者 提出者 1名

令和 7 年 3 月 11 日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様



区ホームページ「神田警察通りの道路整備事業の進捗について」
の削除に関する陳情

区のホームページ 2月5日付け「神田警察通りの道路整備事業の進捗について」とする掲載について明らかに事実と異なる記載のため、「千代田区ホームページ運営要綱」第11条2に基づき即刻削除することを求めます。

以下、事実と異なっている理由を述べます。

まず冒頭の「地域住民の皆様方の意見を十分に反映して適正に手続きを実施し、議会でも予算や契約の議案等に重ねて賛成の議決をいただき」という部分です。

- I. 記載では「住民の皆様方の意見を十分に反映して適正に手続きを実施した」としてありますが、明らかに事実と異なります。区は何をもって適正な手続きを実施したとするのでしょうか。

【理由】

- 1) 「神田警察通り沿道整備推進協議会」がそもそも地域を代表する組織になっていないこと。また、その議事録が発足から10年以上公開されなかったこと。

まちづくりに関するこのような協議会または検討会は本来地域を代表する組織であるべきですが、「神田警察通り沿道整備推進協議会」（以下、協議会という）はそのような運営の仕組みになっていません。協議会の設置要綱には目的が曖昧であり、他の協議会にはある「地域で共有する」という趣旨の大事な文言が入っていません。運営としても協議会のメンバーである各町会長がそれぞれの地元にもどり町会内の住民に意



見を聞いてそれをもって協議会で議論するという仕組みになっていません。(第 1 回協議会の議事録)

さらに、区の要綱で設置された協議会であるにも関わらずその議事録が発足当初から令和 4 年の 3 月まで 10 年以上も公開されなかったことは「千代田区付属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準」の第 13 条「会議録の公開」違反でもあります。

ゆえに、地域を代表する組織となっていないことは明らかであり、適正な手続きを欠いたのです。

これでは地域住民は道路整備内容について合意するどころか知ることもできず、反対の意見を述べる機会さえなかったのです。

- 2) 今回の道路整備は「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」(以下、ガイドラインという)に基づくまちづくりの一環であり、沿道住民と合意の上進めていくことはいうまでもありません。そのためのガイドラインです。よって、ガイドラインの重要な変更を行う場合は「千代田区参画協働のガイドライン」(IVの1「区民等にとって重要な方針等の策定または改定」P.33)の定めによりパブリックコメントや住民説明会を開催し住民の合意を得て変更すべきところ、これらのすべてを行わなかったことは明らかに参画協働のガイドラインに反します。

ガイドラインには 1 期、2 期区間は既存の街路樹を活かして整備するとなっていたものを協議会(令和 2 年 12 月 2 日の第 17 回)は既存のイチョウを伐採し桜とすることを決めました。これはガイドラインの重要な変更となります。その場合、上記の通り住民合意のための適正な手続きが必要となるにもかかわらず、これらは一切行わなかったこと。さらに、議案審査の委員会が開かれる一週間前までガイドラインをそのままにしたことです。当然パブリックコメントや地元における住民説明会はありませんでした。

さらに、「千代田区道路整備方針」(P.4 の 8 及び P.5 の 2)に定める「さまざまな意見徴収の手法を検討の上、地域の参画と協働による整備を目指し」とあることにも明らかに反するものです。適正な手続きを欠いたのです。

これでは沿道の住民は 1 期工事区間同様イチョウを残しての道路整備が行われるものと思っていたのも当然であります。工事看板を見てびっくりするのもまた当然です。

3) 議会で議決されるまで地元で道路整備に関する説明会がまったく開催されることがなかったこと。

ホームページには、「工事開始後の経緯」に「説明会を何度も実施しました」としてありますが、議決前にはまったく開催されることがなかったことは2で述べました。しかも、議決後の説明会ですが令和3年12月と令和4年1月に開催され、区が入らない「胸襟を開いた意見交換」令和4年4月に行われましたがそのいずれも住民が区に度々要望し初めて実現したものです。

以上より、住民の皆様方の意見を十分に反映して適正に手続きを実施したという記載は明らかに事実と異なります。

II. 次に、「議会において賛成の議決をいただき」の部分ですが、本当に住民の意思としての議決ができたのでしょうか。

【理由】

1) 令和3年9月21日開催の契約議案審査の企画総務委員会（以下、委員会という）における答弁において虚偽または事実と異なる説明を行ったこと。

- ① 例えば、区の「10か年にわたり議論を積み重ねてきた」という趣旨の答弁を繰り返したことです（議事録261、300、319、328、343）。I-1）及び2）で述べましたようにそれは協議会の中のみでの議論であり、地域住民と議論を重ねてきたことではありません。明らかに虚偽または事実と異なる説明です。なお、協議会において樹木についての議論がなされたのは10年間のうちの後半約3年です。
- ② さらに、議案採決前に委員長からの指摘（議事録361）を受けて部長は「今後も広く意見を聞き、それをフィードバックしながら、対話の下で道路整備、公園整備、まちづくりを進めていく」（議事録362）と述べましたが、対話の下で進めるどころか「議会が議決したのだから」と手の平を返し、話し合いを拒否したのです。委員会での約束を破ったのです。よって、この部長答弁は虚偽であったのです。
- ③ 他にも、技術的にも法的にも確かな根拠を示さず「イチョウを残しての整備はできない」（議事録273、277）と断定したことも事実ではありません。

以上から委員会において協議の答弁または事実と異なる説明を行ったことは明らかであります。

2) この協議会の議事録が委員会へ提出されなかったこと。

区は「10年にわたり議論を積み重ねてきた」と主張するならばその根拠となる協議会の議事録を委員会へ提出すべきです。しかし、提出しなかったのです。住民が合意しているかどうかを判断する上で必要かつ重要な資料である協議会の議事録を提出しなかったことは重大です。

3) イチヨウの伐採について、区は有識者の意見を聞いたとしましたが、イチヨウを残して整備するべきとした学識者の意見を協議会へ正しく伝えなかったこと。

委員会では有識者または専門家からの意見を協議会へフィードバックした（議事録319、335）と述べていますが有識者の意見が正しく伝えられませんでした。

4) 委員会では、区から「区民代表である議会の陳情審査を通じた様々なご意見も賜った中で今回、契約案件として上程させていただくところでございますので、その意思形成に何か大きな瑕疵があったとか問題があったとかということではない」（議事録319）との発言がありました。さも陳情審査をやってきたことが適正な手続きであるかのような発言です。しかし、陳情審査は住民の権利であり区が行わなければならない適正な手続きとはまったく別物であることを申し添えておきます。

以上、委員会において、虚偽の答弁があったこと、必要かつ重要な資料が提供されなかったこと、有識者の意見を正しく伝えなかったことにより、住民の意思としての議決ができなかったのです。よって、「議会において賛成の議決をいただき」とした掲載は誤りであります。

次に、ホームページ中断の「暴力的な妨害行為があり刑事事件となり書類送検されています」との記載は近隣住民の抗議が「暴力的な妨害行為」であると受け止められる表現であり、著しく不適切です。

【理由】

区が高い日当で多数の警備員を使って住民を排除しようとしたことが問題です。また、区の警備員が書類送検された事実を隠していることも問題です。更に令和7年2月5日には、伐採を推進する町会長による住民への暴行があり、警察へ被害届を提出し、受理されました。

次に、同じページの最後の段落、「7千7百万円に上がっており、現時点でも妨害行為が続いているため、更なる経費の増加が見込まれます」は、この責任を住民の所為にしており区の責任逃れの一文となっています。

【理由】

そもそも、住民は道路整備工事そのものに反対はしていない。イチョウを残しながら整備が可能であると主張しているのです。

そして、このようなイチョウを守るという抗議行動をとらざるを得なかった原因は、行政として行わなければならない適正な手続きを欠いたことにあります。まちづくりとしての適正な手続きをとっていれば工事延長など起こらなかったのです。よって、工事遅延の原因は区にあるのです。

結論

区のホームページという公的なところへ事実と異なる記載をしたことは人権上、人道上から大きな問題であり、即刻、「千代田区ホームページ運営要綱」第9条1及び同3-(3)、(5)にある「掲載することができない」に該当し、第11条2に基づき即刻削除することを求めます。

以上

環境まちづくり委員会 送付7-12

〇〇〇〇〇〇〇の操業停止を求める陳情書

受付年月日 令和7年3月10日

陳情者 提出者 1名

の操業停止を求める陳情書

2025年3月10日

代表者住所

氏名

千代田区議会議長 様

1. 陳情の趣旨

(1) 千代田区

略する)が当該地で行なっている印刷等の業務は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)第2条第7号(別表第1)に掲げる工場(定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する物品の製図、加工又は作業で次に掲げるもののうち印刷又は製本を常時行う工場)に該当するため、工事着工の60日前までに認可申請書を環境確保条例を所管する千代田区に提出して認可を受けなければならないにもかかわらず、この工場認可を受けることなく、無認可すなわち違法な状態でこれまで印刷等の業務を行ってきたことが明らかである。したがって、直ちに操業を停止するよう、千代田区長は環境確保条例に基づいて然るべき措置を講ずることを求める。

(2) また、近時千代田区に関連する公害苦情処理の情報開示をした際に、の現地調査を、会長不在故に延期したことに関し、の会長名が非開示とされたが、その処置を取消し至急開示すべきである。

(3) の廃棄物処理・廃液処理の実態を明らかにするため、マニフェスト、下水処理の情報を千代田区が確認すべきである。

(4) の換気状況がメーカーの取扱説明書のとおりかを千代田区が確認すべきである。

(5) に14台のUVインクを操作させる日時を決めて、その際に、それまでどおりの作業をさせて、千代田区にて臭気調査、化学物質調査をすべきである。その際は、近隣に事情を周知させるとともに、化学物質に敏感な人は退避するようにしらせるべきである。また千代田区に加えて、健康被害を発症しているとする側の信頼する者にも同時に別個に並行して臭気調査化学物質調査をさせ、その



内容の適正、独立性、科学性を担保させるべきである。

2. 陳情の理由

■■■■の操業により、印刷過程で使用する印刷用インク及びそれに付随する様々な薬品等の使用に伴って、悪臭の発生や有機溶剤等人体に有害な物質の排出行為により、隣接マンションに居住する住民に深刻な健康被害が発生し、健康で安全かつ平穏な生活に甚大な影響を生じているにも関わらず、■■■■はその具体的な被害の訴えを無いものとして無視し、しかも、その操業は前項の陳情の趣旨に記したように、環境確保条例の規定に違反し、条例に違法な状態のまま、操業を継続していることは、到底容認できない法令違法行為であることは言うまでもない。むしろ、千代田区は■■■■に操業継続させた上で工場認可が取れるように指導しているとのことであって、これは■■■■の違法を千代田区が容認するもので、極めて恣意的な権限不行使をしており、共同不法行為をしているものである。千代田区は■■■■の会長名すら情報開示していないが、それも明らかにして、近時ニュースになった千代田区官製談合のような不正をしないように公明正大な権限行使に努めるべきである。したがって、速やかに操業の停止を命ずることを求めるとともに、上記（5）までの全てを誠実にを行うことを求めるものである。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-14

外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情

受付年月日 令和5年5月19日

陳情者	提出者	3名
	署名者	18名 (令和5年5月24日受付)
	署名者	5名 (令和5年5月26日受付)
	署名者	45名 (令和5年5月30日受付)
	計	71名

陳情書

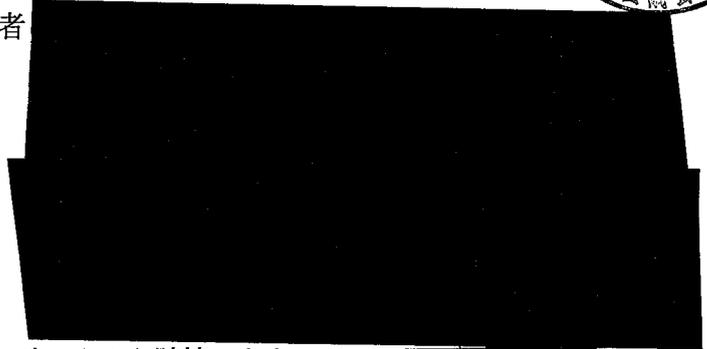
2023年5月19日

千代田区議会議長 殿

外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情



陳情者



外神田一丁目南部地区のまちづくりに関して、次のとおり陳情します。



本年3月3日の千代田区議会環境・まちづくり特別委員会においては、外神田一丁目再開発に関し、審議継続していた陳情15件（参考送付含む）を一括審査し、また、青山侑氏（明治大学名誉教授・博士）、大澤昭彦氏（東洋大学理工学部建築学科准教授）の専門家意見を受けた上で委員会集約がなされました。この委員会集約では、区有施設に関して、「②当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであること、それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。」とされています。

また、同委員会における令和3年6月15日にとりまとめられた「法17条手続きに入るための条

件」でも「5 清掃事務所の計画については、位置を含めて既存の計画にはこだわらず、現場の同意も確認して進めること。特に清掃事務所の計画については、計画、建物の計画等を検討するために、改めてエビデンスを出すこと。」との条件が示されました。

委員会集約が行われた時期は都市計画法 16 条 1 項に基づく公聴会が行われた後であることから、「法 17 条手続きに入るための条件」と合わせて、行政は区有施設に関する情報共有を同法 17 条の手続きに入る前に行う必要があります。委員会集約を受け、同法 17 条の手続きに入る前に行政が区民と十分に情報共有できているか、区議会において確認していただきたくお願い申し上げます。

特に次の 2 点に関しては、区民の関心も高く、公共性、公益性の観点からも重要な情報と考えています。

(1) 個別建替えができないとの前提に関する情報

区は、清掃事務所及び万世会館の個別建替えができない理由について、区が委託したコンサルタント会社と検討した旨を説明会で述べました。区の検討に用いた資料をエビデンスとして開示するとともに検討の経過と内容が妥当であったか否かの情報が区民に共有されているか、区民と情報が共有されているかどうか議会の審理においてご確認ください。

(2) 再開発後の区有施設の維持管理等に関する情報

清掃事務所と万世会館という公共施設の建替えを含むため、これらの区有施設の再開発後の維持管理費、将来の大規模修繕または改修の費用に関しても『公有財産白書』の公有財産の将来推計に基づいて費用の見通しがわかる情報が区民に共有されているか、区民と情報が共有されているかどうか議会の審理においてご確認ください。

以上

参考資料

環境まちづくり特別委員会 令和5年3月3日

外神田一丁目再開発に関する陳情に対する委員会集約

- ① この間の調査と委員会の議論を経て、千代田区は都市計画法運用指針に基づき16条1項の公聴会および説明会を行った結果、当該計画に対する区民の関心の高さが明らかになった。そこで公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させること。
- ② 当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであること、それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。
- ③ 都市計画の決定権者であり、まちづくりの総合調整者として準備組合を指導する立場の区は、同時に区民の財産を預かる一地権者でもあるという2つの立場を持っている。従って行政は、権利者及び住民が事業の将来性、公共性、公益性に不安を持つことがないよう事業を見通した対応が求められる。

千代田区はこれらの責任を認識し、都市計画審議会等の専門家の的確な知見を得て、判断すべきことを当委員会として確認し、執行機関に申し入れる。

環境・まちづくり特別委員会(令和3年6月15日)

【法17条手続きに入るための条件】

1. 権利者に対する意向調査を実施すること。また、意向調査にあたっては法16条手続きを通して全員に回答を求めるようなやり方をすること。
2. 資金の概要を法17条手続きに入る前に出すこと。
3. 委員のみに、地権者の賛否に関する地図分布、地積、賛否のパーセンテージを提示すること。
4. 権利者の大方の同意がなければ、法17条の手続きには進まないこと。
5. 清掃事務所の計画については、位置を含めて既存の計画にはこだわらず、現場の同意も確認をして進めること。特に清掃事務所の計画については、計画、建物の計画等を検討するために、改めてエビデンスを出すこと。

環境まちづくり委員会 送付5-18

日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月13日

陳情者 提出者 1名

2023年6月13日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

陳情者：

住所：

電話：

日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める

陳情書

日本テレビ再開発提案により、居住地における穏やかな生活が大きく変化するのではないかと不安を感じております。再開発を希望する事業者（日本テレビ）の意見だけを優先するのではなく、住民の意見や心情をきちんと受け止め、それを反映するような調整が行政には必要だと考えます。そのために次のことを行政及び区議会に求めます。

1. 住民等に実施された以下の意見募集の賛否を属性別（在住・在勤、番町住民等）に公表してください。

- ①都市計画法第17条に基づく意見募集（2023年3月実施）
- ②都市計画法第16条2項に基づく二番町住民の意見募集（2023年2月実施）
- ③都市計画法第16条1項に基づく公聴会のための意見募集（2023年1月実施）
- ④都市計画法第16条1項に基づく番町住民の意見募集（2022年11月実施）
- ⑤オープンハウスアンケート（2022年7月実施）

2. 過去に提出された陳情書に対し、事業者からの回答を持って区議会委員会の回答とすることが複数回ありました。これでは、事業者にとって都合の良い回答で終始し、住民と事業者間の相互理解や考えの醸成にはつながらないばかりか両者間の溝は深まるばかりです。議会及び行政は、事業者だけではなく、賛成・反対住民、有識者など様々な立場の人の意見を聞いて下さい。

3. 住民に対する説明会は行政や事業者が住民に対し個別に対応するオープンハウス形式ではなく、事業者・行政と住民そして、住民相互がお互いにフラットに意見交換でき、他の方々の意見も聴ける場を設けて下さい。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-19

日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月13日

陳情者 提出者 1名

2023年6月13日

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

陳情者：

日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、
区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める
陳 情 書

<陳情の趣旨>

1. 区議会及び都市計画審議会の先生方に、賛成・反対住民、有識者など様々な立場の人の意見を直接聞いていただく機会をつくってください。

2. 区議会及び専門委員の方々には、区役所内での議論だけでなく、是非二番町の現地視察を行ってください。

現地に立ち、どのような再開発計画が妥当なのか、このエリアが持っている歴史性や文化性、隣接する学校の様子、そして道行く人々、道路幅や麴町駅の様子等々、取り巻く環境を直接感得してください。現地視察の際には、すでに完成しているスタジオ棟、及び二番町の直後から開発が予定されている四番町の現在の状況も直接ご確認いただけるよう併せてお願いします。

3. 区には、専門家の先生方が十分な調査検討をし地区計画の範囲内で対案作成が可能
なよう予算を含めて配慮してください。

住民がただ徒に再開発計画に反対しているわけではないことを示すものが、番町の町並みを守る会が作成した対案です。与条件が示されないままの作成でした。今回の専門家の先生方による検討会議において、与条件のもと、地区計画の範囲内で対案を作成していただくことを要望します。区はこれを予算面でサポートしてください。



<経緯>

住民は単に、日テレ再開発に反対している訳ではありません。最初にこのことをはっきりと申し上げます。私たち住民は、今回のような超高層ビルの建設を伴う大型の再開発には広範囲にその影響が及び負の側面も生じることから、当初より前広な情報開示を求め住民参加型で計画を進めて頂けるよう区にも日本テレビにも切望してきました。

この数年間、「番町の町並みを守る会」や「千声会」のみならず、番町住民の多くが日テレ再開発の行方を注視してきました。番町住民のこのまちに対する愛着は大変強いものがあります。そして、住民たちは番町のまちのビジョンをまちへの想いととも、昨年度改定された「都市計画マスタープラン」に託しました。ですが、今回の都市計画案はその都市計画マスタープランとの齟齬が度々指摘されています。

住民たちが何を望んでいるかを改めて証明するものが、2023年3月10日～3月24日に実施された17条の意見募集の結果です。番町住民ベースでの意見総数938通の内訳（一番町～六番町の番町住民+麴町三丁目～麴町四丁目の住民）は『賛成 275：反対 658』二番町の住民に限って言えば『賛成 64：反対 90』というものでした。

前回3月30日の都市計画審議会にて採決が見送られ、専門家の方々による検討会議が開始された現在、番町に暮らす住民たちはこのまちの何を大切にしているのか、番町のまちの将来像をどう考えているのか、区議の皆さま、都市計画審議会の皆さまには住民たちの様々な声を直接聴取していただくことを願うものです。

これまで度々、この日テレ再開発問題が地域住民を分断していると危惧する声が多数出ていました。分断を危惧するから結論を急ぐのではなく、区は公の公平中立な立場に徹し住民と事業者間を調整してください。従来通りの手法ではないやり方で早急に対応しご調整いただきたいと切に願います。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-21

日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月21日

陳情者 提出者 5名

2/
2023年6月14日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び
都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める

陳情書

日本テレビ本社跡地の再開発提案は、長きにわたり多くの地域住民から意見や要望を聞き、「まちづくり協議会」などの議論を踏まえた内容となっており、青空広場やバリアフリー施設等の数多くの地域貢献策、住民のQOLをアップする施策が盛り込まれています。また説明会等の機会を通じて、本提案が決して事業者の利益だけを追及したものではないこと、むしろ地域住民・行政・事業者それぞれにとって「三方よし」の提案であり、マンションの建て詰まりばかりが生じている千代田区において一石を投じる、新たなロールモデルともなり得る提案であることがあきらかとなっています。

それにも関わらず反対住民は「住民の意見を反映していない」と喧伝するだけでなく、地域課題の解決には全く目を向けず、根拠の無い、不安を煽る主張ばかりを繰り返しています。さらには審議の遅延を狙ってほぼ同じ内容の陳情書を何通も送付し、「フラットに意見交換できる場」と称して自らの抗議活動をアピールするための機会を求める陳情まで行う始末です。

これまでの都市計画審議会の議論でも委員からは、いたずらに地区計画変更及び再開発が遅れることは「地域の不利益となってしまう」との指摘があがっています。ごく一部の、毎回同じ反対住民の遅延行為によって審議が振り回されるようなことがあってはいけません。これ以上、地域課題の解決が遅れ、地域住民の不利益が拡大しないよう、千代田区及び千代田区議会、都市計画審議会には以下7点の毅然とした対応と速やかな審議を求めます。

1. 住民等に実施した意見募集の賛否数については既に公表されており、特に都市計画法に基づく意見書募集にあたって属性（在住・在勤など）の記載は条件に入っていませんでした。それにも関わらず属性別の賛否の公表を求める陳情を出すことは、区職員の負担を増やすだけの明らかな遅延行為です。また昼間人口が100万人を超える千代田区においては在勤者の意見も重要です。番町地域の在住者、地権者だけの意見を抽出して賛否数を問うことは、毎回同じ一部の熱心な人たちの意見を数えるのと同じであり、無意味だとの指摘が都市計画審議会でもあがっています。こうした指摘も踏まえ、同じ人物が提出した審議遅延を目的とした陳情書に対しては上記趣旨を速やかに回答するなど、毅然とした対応を求めます。



2. 反対住民は都市計画法17条に基づく意見募集で、全体では賛成意見が大きく上回ったにもかかわらず、「番町住民ベースでは賛成 275、反対 658」「二番町住民に限れば賛成 64、反対 90」だと強調しています。しかもこの意見募集にあたっては、住民の対案と称して建築基準法に違反した成立していないプランを掲載したビラを配布し、いわば住民を騙すような形で反対意見を募っています。この事実は3月の都市計画審議会でも指摘されていますが、区議会でも反対住民が誤った情報に基づく煽動活動を行っているという問題を取り上げてください。
3. 日本テレビ社屋跡地の再開発提案は、長きにわたり多くの地域住民から意見や要望を聞き、「まちづくり協議会」などの議論を踏まえた内容となっています。事業者だけではなく賛成・反対住民、有識者、さらには子育て世代や保育園など様々な立場の人の意見を聞き、地域課題を解決するための施策が反映されているという事実を、区及び区議会でもっと周知する努力をしてください。
4. 反対住民の常軌を逸した抗議活動こそが住民を分断し、提案に賛成する住民に恐怖心を与え、声をあげることができないようにしているということ、それによって公聴会などの傍聴がWEBに限定せざるを得なかったという事実を区議会や都市計画審議会できちんと取り上げてください。そして傍聴がWEBのみとなったことで、自らの抗議活動をアピールする機会を失ったことを不服として、「住民相互がお互いにフラットに意見交換でき、他の方々の意見も聞ける場」を求める陳情書を出しているということを、区議及び都市計画審議会委員はきちんと理解すべきです。「住民相互」「互いにフラットに意見交換」といった聞こえの良い言葉で彩られた陳情は、単に反対住民のアピールする場を求めているだけであり、むしろ住民の分断を助長する場を生み出すものであるということ、区議会ではしっかり確認して、このような反対住民を利するだけの陳情には速やかに上記趣旨を回答して処理してください。
5. 地価が高い千代田区ではマンションの建て詰まりが深刻です。子供や高齢者の人口が増える一方で、緑地・空地はますます失われ、防災機能を持つ広場や施設の不足は大きな地域課題にもなっています。従来の都市マスタープランや地区計画でコントロールできる範囲には限界が生じており、改定されたマスタープランでは“量から質への転換”や高度利用、地域事情に即した“特殊解”が求められる内容が盛り込まれています。今回の再開発提案は番町・麴町の地域課題を解決するもので、むしろ都市マスタープランの趣旨に沿ったものであるということ、地区計画の目標を達成するための提案でもあるということ、もっと明確にすべきです。そして、反対する住民や区議、都市計画審議会の一部の委員の「都市マスタープランに違反している」という主張が誤りであること、むしろ提案は都市マスタープランに整合しているということ、きちんと区議会・都市計画審議会を確認してください。その上で、速やかに審議を進め、提案を早急に実現するようにしてください。
6. 今回の提案は決して事業者の利益だけを追求したものではないこと、むしろ地域住民・行政・事業者それぞれにとって「三方よし」の提案であること、区議会・都市計画審議会でもっと取り上げるべきです。もし事業者＝日本テレビが自社の利益だけを追求する

のであれば、現行規制の範囲で敷地を目一杯につかって、地域住民と話し合うようなこともなく、早々に収益性の高いマンションあるいはレジデンス部分を含むビルを建てていたはずですが。しかし最も収益が期待出来る建設を行わず、長年にわたり住民と話し合い、地域課題の解決を最優先にした計画を打ち出しているのは、自社の利益を最優先にしていないということの証左でもあります。反対住民や、計画に異論を唱えてきた区議・都市計画審議会委員の主張が従来型開発の固定観念に基づいたものであることを、区議会・都市計画審議会ではしっかり確認してください。

7. その上で、「高さや景観といった形態制限だけを重視した結果、敷地いっぱい
に建ち並ぶマンションによって緑地や空地が失われる一方のまちづくり」「地域コミュニティが希薄化し、地域課題も何ら解決できず、番町の町並みや千代田区の良さがどんどん失われていくまちづくり」をこれからも続けるのか、それとも「地域住民と十分に話し合い、緑地や空地が続々生み出され、地域課題も同時に解決していくという新たなサイクルが生まれるまちづくり」のどちらを選択するのか、区議や都市計画審議会委員の一人一人に質してください。また今回の提案の審議を速やかに進めることで、従来型の都市開発や利益第一主義の価値観に一石を投じ、他の地域にも誇れる新たなロールモデル・千代田区モデル
つっていくという気概があるのかどうかも併せて質してください。

千代田区議会、千代田区都市計画審議会はいま大きな転換点を迎えています。ここまで議論を重ねながら、「熟議」や「十分な合意形成」等の便利な言葉で結論を出さず、審議を先送りすることは、もはや何もしないのと同じです。このまま何もしないのか、それとも毅然とした対応と速やかな審議によって新たな一步を踏み出すのか、区議そして委員の皆様には未来を見据えた賢明な判断を求めます。

そして住民・行政・事業者にとって「三方よし」の新たな千代田区モデルによるまちづくりをお願いします。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-22

陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り
正確に把握していただきたいこと」について。

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 2名

令和5年6月26日

千代田区議会議員 秋谷 こうき 殿

(写) 千代田区長 樋口 高顕 殿

千代田区都市計画審議会会長 岸井 隆幸 先生

千代田区環境まちづくり部まちづくり担当部長 加島 津世志 殿

陳情書

「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。

表記の件、具体的には以下の3点であります。

1. 随時行われるアンケートや都市計画法16条・17条に基づく意見募集等の際に、意見提出者の住所・氏名のみならず、その属性等も把握・分析し、民意を正確に把握していただくこと。
2. 現在、前掲の再開発案については、都市計画審議会学識経験者委員の方々による改訂案がまとめられつつあると理解しておりますが、この案についても必ずもう一度都市計画法16条・17条に基づく意見募集を実施し、民意を確認していただくこと。
3. 民意の正確な把握の大前提は、アンケート・意見募集に際して、出来るだけ時間的余裕（いわゆるリードタイム）を持って、可能な限り多くの住民等に周知徹底を図ることである。この点について、従来のやり方は必ずしも十分とは言えず、抜本的な改善を図っていただきたいこと。

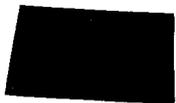
以下、やや詳しく陳情の趣旨を申し上げます。

1. に関して

千代田区二番町地区計画の変更提案に関して、都市計画法17条縦覧に基づき3月に提出された意見書の提出状況は、二番町では変更提案に賛成64に対し反対90、一番町～六番町および麴町3・4丁目のいわゆる番町地区全体では賛成275に対し反対658と、地区計画変更提案に反対する住民が圧倒的多数を占めております。一方で、千代田区外(全体数一区内在住者及び地権者)からの意見書では、その9割以上が再開発に賛成しています。

千代田区二番町の問題に関し何故、千代田区外在住者が9割も賛成の意見を出したのか、意見の内容に付いて詳しい分析を求めます。又、今後のアンケートや意見募集に当たっては、住所のみならずその属性(住民、通勤者、通学者など)を把握し、正確な民意を把握するための改善を促していただきたく、陳情致します。





2. に関して

都市計画審議会学識経験者の委員の方々は都市計画の専門家でいらっしゃる、いろいろな要素を勘案し住民等も納得出来る素晴らしい案をお作りいただくと期待しておりますが、以前提出された案とは異なるものであるはずですから、是非とももう一度改めて法律に定める意見募集を行うべきものと理解しております。その際には、上記第1点にご留意をいただくべき事は言うまでもありません。

3. に関して

大勢の住民に対して広報を徹底することはなかなか難しいことでもあります。広報が不十分では意見募集が行われていることに気付かない人が多くなり、正確な民意把握は不可能です。十分なリードタイムを取り、区報になるべく目立つような掲載をすること、同時に区ホームページにも掲載し、また伝統的なアナログ手法ながら、区内の各町内会を通じての掲示板表示やお知らせ配布等も組み合わせて行っていただくべきと考えます。問題が重要であればある程、こういう努力が必要であります。

二番町問題に関して云えば、昨年7月3、4日に行われた区主催のオープンハウスは、始めて本提案が地区計画の高さ規制60メートルを大幅に超える90メートルの建物建設を含むという重要な内容であることが公にされるという極めて重要な機会であったにもかかわらず、リードタイムが僅か1週間で広報手段も極めて不十分でありました。

以上よろしくご検討の程 お願い申し上げます。

環境まちづくり委員会 送付5-23

二番町地区地区計画の変更について「陳情書」

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

令和5年6月26日

千代田区議会議長
秋谷こうき様

陳情者：
住所：
電話：



二番町地区地区計画の変更について

「陳情書」

日頃は、より良い区政の為にご努力頂き感謝しております。

さて、二番町地区再開発計画案については、

①2022年7月、オープンハウス、②11月、16条に基づく説明会アンケート、意見募集、③2023年1月、16条1項に基づく公聴会。④2月、地権者に周知、意見募集、⑤3月、17条縦覧、意見書、と5回にわたり住民意向の聴取があり、そのすべてに於いて地元の意向は計画に対する「反対」が過半数を占めました。特に、本年3月の都市計画法17条縦覧に伴い提出された意見書では、二番町は賛成64に対し反対90、一番町～六番町および麴町3・4丁目のいわゆる番町地区全体では賛成275に対し反対658と反対が圧倒的に多数を占めています。そればかりでなく、本開発計画案は地元住民の合意で定めた現行の「二番町地区地区計画」、2021年5月改定の都市計画マスタープランの制約、精神を大きく逸脱しています。

また、16条対象案件であった地区計画は日本テレビの地所を切り出してD地区とした地区計画案と、D地区を除いた二番町地区を対象とした2種類の地区計画案についての説明会、公聴会でした。一方、本年3月の17条縦覧の対象地区計画案はD地区を含む二番町地区計画の変更のみあり、D地区は独立して存在していません。

このように高さ制限、容積率の大幅な緩和に反対する多くの住民の意向、また手続き上の混乱が有りながら、区当局は次々と都市計画法上のステップを進めています。

以下の2点につき議会としてご審議をお願いすると共に、区民の代表として正しく監視機能を行って頂きたくお願い申し上げます。

1. 夫々の住民の意見表明の内容につき、その属性を含め、行政はどのような判断をしたのか。その判断は合理性の有る妥当な判断と言い得るのか。
2. 2023年1月の16条公聴会と3月の17条縦覧の間に地区計画案が変わった事の理由とその詳細につき、分かりやすい説明を区民に対し行ったのか。



環境まちづくり委員会 送付5-24

日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

2023年6月25日

千代田区議会議長
秋谷 こうき様

日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書

二番町地区における日本テレビ再開発に関しては、行政・日本テレビ・町会(以下三者間)の不透明な関係性を背景とし、住民を置き去りにした拙速な意思決定を進めようとする動きが散見されました。地方自治における三権分立の理念に基づき、行政を監視する立場にある区議会に対し、以下の対応を求め、陳情します。

【陳情内容】

1. 三者間のみならず、住民に対する説明と住民意見の聴取、及び施策への反映を適時・適切かつ十分に行うよう行政を指導し、議会自らも住民と対話願います。
2. 行政を中心に、意思決定過程における利害関係者となり得る三者間に何らの便宜供与などが行われていないことを監視、必要に応じ予算措置を講じ調査願います。

【背景及び理由】

1. 過去の「日本テレビ再開発沿道まちづくり協議会」「二番町地区における都市計画案の公聴会」「千代田区都市計画審議会」議事録、及び私自身も出席した二番町地区住民を対象とした説明会の発言・質疑を見るに、行政は住民意見を軽視し、日本テレビの再開発案を早期に確定させたいとする姿勢が見られました。「千代田区第4次基本構想(以下同構想)」に行政の役割として以下の記載がありますが、これが十分に果たされていない点、議会から行政を指導願うとともに、議会自ら住民と対話願います。
 - 区と区民が一丸となって将来像を実現していくため、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への区民の主体的な参画を推進
2. 上述の各種会議体における発言内容を見ると、二番町では住民意見を聴取される機会がなかったにも関わらず、行政のみならず二番町会も同姿勢に対し強く賛同する動きを見せていました。同構想には行政の役割として以下の記載がありますが、こうした一連の動きを目の当たりにすると、「住民福祉の増進を目的とした主体的な意思決定」以外に、何らかの論理が意思決定プロセスに介在しているのではないかとの疑念が生じ得ます。かかる無用な疑念や不信感を住民側に抱かせず、行政の決定結果を住民側が納得感高く受け入れるためにも、利害関係者となり得る三者間に何らの便宜供与などが行われていないことを監視、必要に応じ予算措置を講じ調査願います。
 - 住民福祉の増進を図るために、地域における行政を自らの判断と責任において総合的に実施する役割



以上

環境まちづくり委員会 送付5-25

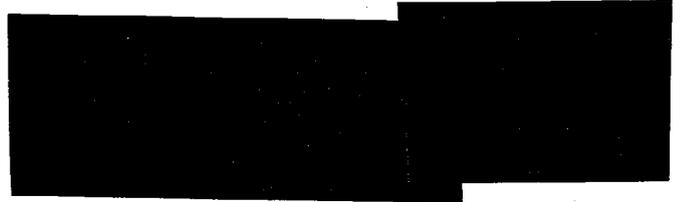
二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

2023年6月25日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様



二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書

陳情内容

二番町地区計画変更提案について、区役所が住環境への影響調査を客観的に行う為に必要な予算措置をして頂くと共に、適時・適切に同調査の実施・調査結果の公表がなされるようにして頂きたく、よろしくお願い致します。

陳情理由

令和5年1月26日に実施された二番町地区に関する都市計画案の公聴会において、公述人からは住環境への影響への懸念が示されました。しかしながら、これに対する区の見解としては、いずれも事業者（日本テレビ）が実施したシュミレーション結果として、影響は限定的である旨事業者から示されていることを述べているに過ぎません。地区計画の変更という重大な意思決定が行われようとしているにもかかわらず、区役所は90メートルという超高層ビル建設に関する住環境への影響調査を全て日本テレビに任せている状況です。

二番町に住む四人の子供の親として、超高層ビルが建つことによる交通量増・人流増は大きな懸念です。番町内は殆どが狭い一方通行の道であり、番町中央通りも例外ではありません。一部双方向化したとしても、車が溢れ、また、人流の増加により、児童・生徒の通学、保育園児の送迎・散歩時の移動が危険な状況になる事を危惧します。

交通量・人流の問題のみならず、ビル風、日照への影響調査を含め、区役所が独立したコンサルタントを起用できるよう予算措置をとっていただくと共に、適時・適切な調査の実施・調査結果の公表がなされるよう区議会からもご指導いただきたく陳情致します。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-26

日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める

陳情書

日本テレビ（事業者）は2022年の「都市計画提案の概要」で、過去数年にわたり広場を利用した多くの方々にアンケート等を実施し、地域の要望を聴取したと述べています*。また多くの方が番町地域には南池袋やお茶の水にある空地のようなスペースがふさわしいと答え、「回答者の90%が青天空地を求めている」と報告しています*。そしてこれをビルの北側に公開空地を作り、ビルを高層化することの根拠の一つとしています。

「回答者の90%が青天空地を求めている」という回答を導くために日本テレは7800㎡の広々とした芝生と空が見える南池袋公園の写真等を見せて、住民に意見を求めています。一般論としてこのような広場が都会の真ん中にできることは望ましいことだと思いますが、二番町で作ろうとしている広場はこの写真とは異なります。天井がなく、見上げれば空は見えますが、高層ビルの北側で真夏以外は日陰が多く、ビル風が吹き下ろす空地であるということは回答者に知らされているのでしょうか。住民の回答や意見が事業者にとって都合よく解釈されているように感じます。

また、保育園ヒアリング調査においても、表面的な質問のみで調査が行われ、ビルが建った後のリスクやデメリットは説明されていないようです。利用しやすいオープンスペースについて、「コンクリートの屋根などができると園児を遊ばせづらい。屋根があるより外を感じさせたい。」と言う意見がほとんどの中で、「夏場は半分くらい日陰になっているといい」と言う意見もあります。ピロティー方式にして屋根をつけるか否か、屋根の高さ、広さ等についてももっと深く検討して頂けないのでしょうか。

イチかゼロかではなく、お互いが歩み寄るために検討する余地はまだたくさんあるのではないのでしょうか。事業者には、住民の意見をもう少し丁寧に聴取して把握して下さることを願います。

事業者はアンケート回答の言葉のみをとらえ、住民の心情は把握していないようです。悪く勘繰ってしまえば自分たちにとって都合よく言葉を解釈し、アンケートの回答を利用しているように感じます。このままでは住民の希望を聞いて開発を進めたのに、住民がイメージしていたものとは異なる開発になってしまいます。このような手順で開発が進められていくことに、事業者と行政に対して不信感が募ります。

行政に対しては上記概要のp27に書かれている事業者が行ったアンケート等の目的・実施方法・結果・分析内容を、第三者的な目で判断し、報告して下さることを望みます。

* 2022年12月8日開催の都市計画審議会 資料1-2 P25~27



以上

環境まちづくり委員会 送付5-30

千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情

受付年月日 令和5年7月3日

陳情者	提出者	2名
	署名者	2名 (令和5年7月5日受付)
	計	4名

陳情書

2023年7月3日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情



外神田一丁目南部地区再開発計画の街区内にある清掃事務所及び万世会館の区有施設の機能更新及び、区道を廃道し大街区化することに関し、千代田区議会会議規則第67条に基づき、環境まちづくり委員会は、千代田清掃事務所、千代田万世会館及び区道を所管する委員会と協議して連合審査会を設置の上、審査及び調査をして頂くことを求めます。

本年4月末までの、前・環境まちづくり特別委員会では、本件再開発の審議を進めていく中で、区有施設を民間ビルとの共同化計画案に対し、区住民から数多くの反対や慎重意見が出ております。

また、当該区域内の地権者からも、計画に慎重、反対の立場のみならず、計画推進、賛成の立場からも共同化について慎重な意見もあります。

区の都市計画案には「再開発等促進区・土地利用に関する基本方針」に「道路を挟んだ敷地の一体的な整備を図るとともに、地域の生活を支える既存の公共施設(斎場、清掃事務所等)の再整備を行う」と明記されており、「公共施設(斎場、清掃事務所等)の再整備」が都市計画決定の対象になっています。

今後、仮に都市計画決定がなされた場合には、建築基準法第68条の2及び都市計画法第53条による制約が生じ、公共施設の再整備方法が共同化によるものに実質的に限定されてしまいます。

そのため、本年3月3日の委員会集約の2では、「当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであり、それらが不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。」と明確に集約されました。

以上のことから、都市計画決定の判断がなされる前に、しっかりと公共性、公益性の審査・調査のため、千代田清掃事務所、千代田万世会館及び区道を所管する委員会との連合審査会を設置し、審査及び調査していただくようお願いいたします。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-31

日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情

受付年月日 令和5年7月5日

陳情者 提出者 1名

令和5年7月5日

千代田区議会議長
秋谷こうき様



日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情

番町・麴町地区の住民にとって、近隣での食料品調達が不便であることは共通認識になっています。集合住宅、マンションの再開発によって住民は増加したにも関わらず、地元商店の多くは廃業し、以前は活気があった商店街は軒並み消滅してしまいました。地域のブランド価値が高いことは好ましいことですが、買い物するにも新宿や日本橋、近隣区のショッピングモールに出かけなければならない状況は、行政として改善すべき課題として認識する必要があります。

昨今は、高齢者の一人暮らし世帯が急激に増加しており、タクシーや公共交通機関に頼らなければ買い物すら満足にできない状態を放置していいのでしょうか。

日本テレビ再開発事業は地区計画の変更、意思決定過程について反対運動ばかりが目立っていますが、常識的な多数の住民は地域の利便性向上に期待し、黙って見守っているのが現実です。

老朽化した麴町駅の機能更新・バリアフリー化、広場空間の確保は長年、地域として要望していますが、行政単独では困難なので、民間の再開発に合わせて行政需要を実現する手法は効果的といえます。

さらに、大型総合スーパー(生鮮食料品店)、銭湯(スパ)の誘致ができれば、地域のブランド価値だけでなく利便性向上にもつながります。

これまでの交渉過程における高さ90m未満という案は、こうした地域貢献を考慮すれば極めて妥当です。地域住民の願いをかなえるためにも、千代田区に対して日本テレビ再開発事業を早急に決定することを求めます。



環境まちづくり委員会 送付5-39

外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情

受付年月日 令和5年9月5日

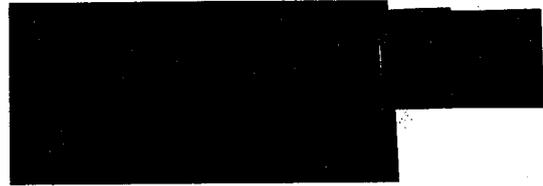
陳情者 提出者 1名

2023年 9月 5日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷 こうき 様

外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情



区民にとって日常生活に欠かせない公共施設（清掃事務所、葬儀場）、を民間再開発事業に入れ、区道を床に替えるという例を見ないやり方については、情報提供が余りにも少ない状況下で、しかも地権者同意率は60.8%であり、地区計画決定後は地権者同意率を三分の二にしなければ法律上この計画を進めることも退くこともできない状況に陥ります。近隣自治体でも例を見ない同意率の低さのままで、7月25日の都市計画審議会で賛否8対7という僅差で事業を決定すべきものとして行政は地区計画と市街地再開発事業を進めることとしました。

公共施設を民間再開発に組み込むことや、高さ170メートル超高層ビルが気候変動、人口減少社会に突入した日本の将来を見たときに、区民の利益につながるのか、秋葉原の賑わいや発展に寄与するのか、見通せないままです。

決定権者の千代田区長にはより慎重な判断が求められるのは言うまでもありません。

課題山積の中、2021年（令和3年）7月13日に資料として出された事業計画案



では総事業費は854億円です。事業の経費は「保留床処分金」や「交付金（国、都、区による税金）」でまかなわれるとのこと。交付金は事務費を除く事業費の10%約80億円です。

しかし、昨今の資材、建築費、人件費の高騰はすさまじく、日本建設業連合会（2023年4月版）によりますと一昨年来世界的な原材料の品薄、高騰の影響により、「かつて経験のない価格高騰、納期遅れが発生」と記載されています。また、（一財）建築物価調査会によると、2015年を100とした指数は、セメント166.4、生コン207.1、鉄鋼170.7、です。さらに国内では福井駅前再開発、札幌駅前再開発、富山複合施設等々建築費高騰による事業の見直しや、工期の遅れが続出しています。

外一再開発についても当然事業者はそのような状況を受けて事業採算性を見直し計算しているではありませんか。事業費の増大は地権者、千代田区（区民）に権利変換で影響を及ぼすではありませんか。また、公共施設、区道等は区民全体の大事な資産です。どのような評価基準にするのか、事業者が採算上保留床を増やせば権利床の減少につながります。地権者の取り分は当然減少します。現在の事業費が一体いくらと算出しているのか、直近の総事業費と建設費を含むその内訳を早急に公開することが地権者、区民、秋葉原を愛する方々に対する責務ではありませんか。誠意をもってお示しく下さい。

環境まちづくり委員会 送付5-41

(1) 二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法 16 条及び 17 条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査、並びに(2)今後の再度実施される 16 条・17 条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情

受付年月日 令和5年11月15日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年11月15日

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

環境まちづくり委員会委員長 嶋崎 秀彦様



(1) 二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法 16 条及び 17 条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査、

並びに

(2) 今後の再度実施される 16 条・17 条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情

陳情者：



陳情者住所：

(1) 二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法 16 条及び 17 条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査の陳情：

千代田区への情報開示請求により、今年 3 月に行われた「二番町地区地区計画変更案」への都市計画法 17 条に基づく意見書の集計・報告について、下述①～⑤の事実が判明しました。このような集計・報告手法を許容したのは、執行機関として大いに問題と考えます。こうした疑義が放置されれば、千代田区による本件以外の数値集計の正確性や妥当性も疑われ、区の行政や区議会への信用も損なわれ、民主制の根幹さえ揺るがしかねないとさえ懸念する次第です。区議会におかれましては早急に上述 16 条及び 17 条意見書の集計・報告のカウント方法を明確に示すとともに、集計・報告の正確さと公正さ

につき外部又は第三者による調査、及びわかる範囲での再集計をお願い申し上げます。

【情報開示請求により判明した事実の例】

区役所より開示された文書は全て意見書の住所氏名欄が黒く塗りつぶされ、詳細は確認不能でした。当会では全意見書を精査することまでできなかったものの、以下は17条意見書について発見できた事実の一部です。なお16条の意見募集では、在住在勤の別は問われませんでした。どのように集計したのかを知る必要があると考えております。

- ① 「二番町住民」の意見書数が違った。

	都計審議事録	当会集計	差
「明確に賛成」	64	56	-8
「反対」	90	90	0
「不明確」	3	4	+1
合計	157	150	-7

- ② 「町名」しか書いていない意見書を、区は有効な意見書とカウントしていた。

区民の開示請求に答えた区職員が、意見書の住所に「二番町」と書いてあれば「番地がなくても採用した」と説明していた。

- ③ 二番町「住民」の意見に「在勤者」が混在した。これを除くと、二番町住民の意見書数は157から118に減り、賛成比率は29%に低下した。

二番町住民の意見書に「在勤者」と明記した意見書が、32件（賛成22件・反対10件）あった。在勤であることが一見して明白であるにもかかわらず、集計・報告していなかったことが判明。

	都計審議事録	「在勤者」除外後
「明確に賛成」	64 (41%)	34 (29%)
「反対」	90 (57%)	80 (68%)
「不明確」	3	4
合計	157	118

- ④ 上述③の在勤賛成22件中の15件が、手書き文章の同一コピー（名を変えただけ）※参考資料1

ほかに、日テレ通り沿道以外の千代田区在勤者の賛成意見書からは、

- ⑤ 全く同一文（ワープロ作成）で同一日付の賛成意見書が、35件あった。 ※参考資料2

以上

都市計画法は住民及び利害関係者が意見書を出せるとしていますが、意見書の偽造やなりすましは認めていません。特に上述④二番町の手書きコピー15件は、氏名住所の筆跡が同じであれば本人に無断で作成された可能性もあります。黒塗りされた氏名住所が適正に記載されていることと、その筆跡まで本文と一致するか否かなどの確認が必要です。同じフォーマットで大量かつ同時に出されたものも、本人の意思に基づき作成したものか疑義が残ります。

また上述②（「町名」だけで番地も書いていない意見書も有効とカウント）が真実なら、住所が真正か否かや、意見書の提出者が実在するかを、もはや確認する術の乏しいものまでも有効に受け付けたことになり、従って黒塗りされた氏名住所欄の確認が必要です。

(1)は、以上です。

(2)今後の再度実施される 16 条・17 条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情

本年3月の二番町地区地区計画変更案に対する17条意見書の募集は3月24日に締め切られ、わずか6日後の3月30日に都市計画審議会に数値が提出・報告されてそれが議事録に残り、後日、数値の誤りによる訂正が本年8月の都計審にて報告され、同議事録にも記載されました。これ以外にも、前述の通り区の意見書カウントに疑義を生む事実が判明しました。これは、上述の通り詳細な調査が必要なことに加え、元々の意見書募集時における、要応募記載事項の明示の不足不備及び、応募締め切り後の拙速な集計報告日程があったことにも要因があったと考えられます。

区議会におかれましては、今後都市計画法16条・17条に基づく意見書募集等の手続きを行うにあたっては、下記の通り、集計に疑義を生みにくい募集方法と集計方法、および余裕ある日程をもって行うようにお願いします。

また、国土交通省「都市計画運用指針」に基づき、素案をつくる段階では都市計画法16条2項に基づく意見募集だけでなく、1項に基づく公聴会を実施してください。加えて、都市計画法17条

の意見募集に先立ち住民及び利害関係者が区案を十分に理解できるように説明会を実施してください。

(記)

- (ア) 意見書等募集時の区からの公示や広報は、十分な時間的余裕をもって行い、また、意見書集計の正確性を期すために、応募締め切りから都計審報告までの期間を、本年3月実施時の6日間よりも十分に長く、時間的余裕をもたせること。
- (イ) 意見書募集時には、住所を正確に記載すること及び在住か在勤等か（住民か利害関係人か）を明記するように意見書の記入方法を明確にして公示・広報すること。
- (ウ) 住所の正確な記載は、在住の住民に関しては住民票記載の住所、在勤者は社名（屋号）及び在勤地の住所（法人在勤者に関しては社名及び登記上の法人名及び法人住所）を記載すること。
- (エ) 意見書のうち偽造またはなりすましの可能性があるものは執行機関が精査した上で、集計・報告すること。精査の方法についても公表すること。
- (オ) 意見書の集計・報告では、二番町、二番町を含む番町各地区（日テレ通り沿道地区）、同沿道地区以外の千代田区内、区外を分け、また、それぞれ在住か在勤かの8分類にして、それぞれの意見内容及び意見数が分かるようにすること。

以上、陳情いたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上

別紙

<参考資料1>

P.2の【情報開示請求により判明した事実の例】「④上述②の在勤賛成22件中の15件が、

手書き文章の同一コピー（名を変えただけ）」の写し 全15件

2023年 3月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

2023年 3 月 24 日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課
keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月24 日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

2023年 3月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所:

電話番号:

氏名:

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課
keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。

千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) ・ 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3月24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所:

電話番

氏名:

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：左記



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

<参考資料2>

P.2の【情報開示請求により判明した事実の例】 「⑤全く同一文（ワープロ作成）で同一日付の賛成意見書が、35件」 の写しのうち、事例として10件

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：

名前：

電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番号：

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番号：

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-42

外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情

受付年月日 令和5年11月17日

陳情者 提出者 1名

2023年11月17日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

陳情者

外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情

10月13日に区議会常任委員会で環境まちづくり部の外神田一丁目南部地区についての陳情審査がありました。公共施設について担当課長は、「要求水準に基づいた相談を定期的に清掃事務所ともしっかり説明し行っていきたい」旨の発言をされました。「所管の政経部とも調整が必要」と部長の発言もありました。庁内はそれでよいのかもしれませんが、区民に対してはどうされるのでしょうか。公共施設は区のものであり、当然区民のものでもあるわけです。

区内に1か所しかない清掃事務所は、現在80名前後の職員の方々が働いており、この開発が進めば、一旦親水広場が予定されている川岸の現在の旧万世橋出張所のあたりに仮移転します。この建物にかかる費用もまだ明らかになっていませんが、おそらく5億から7億円かかるのではないかと推測されます。そこへ移転して、2、3年後に超高層建物が完成すると今度はもう1度その建物に移転するとのこと。仮事務所は取り壊し、親水広場になるとのことです。職員の負担はもとより仮事務所建設等にかけた資金の無駄、環境的にもかなりの資材が無駄になります。CO2の排出はどのくらいになるのでしょうか。

再開発に組み入れることで、数十年先の清掃事務所はどうなるのか、賑わいを創出したい民間企業との共存は難しいではありませんか。区のものとして独自に建設することを求める声が依然として多く耳に入ってきます。

区が地道に努力を重ねれば区内に場所がないわけではないと考えます。また東京都と真剣に話し合えば開かれる道も考えられるのではないのでしょうか。

2023年2月9日、東京都財務局財産運用部に問い合わせたところ、都市整備局に聞いてくださり、「千代田区から都有地を購入したいという話は1、2年ない」とのことでした。このようなことから区内に1か所しかない私たち区民にとってなくてはならない重要な区有施設について、区の土地として取得して建て替えることを真剣に検討した経緯が残念ながら無かったのではないのでしょうか。再開発ありき、区民不在とも見受けられるまちづくりは必ず将来禍根を残すのではないのでしょうか。



建設に掛かる事業費の約10%は交付金という名目の国、都、区の税金で賄われます。このようにしてまで公共施設を入れたこの再開発のメリットは果たして私たち区民にあるのでしょうか。

未来を見据えたときに別の手法があると考えます。

情報はすみやかに開示し、建築条例審査前に住民、区民に清掃事務所を再開発に組み入れることについて丁寧に説明する機会を持つよう議会は環境まちづくり部に働きかけてください。

事実を区民に明らかに示して、対話をしてください。それを踏まえて区民の要望、意見を活かしていただきますよう陳情いたします。

環境まちづくり委員会 送付5-45

千代田区二番町地区計画変更に対する区議会環境まちづくり委員会並びに都市計画審議会の委員による充分なる検証実施の陳情

受付年月日 令和5年11月24日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年11月21日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

件名 千代田区二番町地区計画変更に対する区議会環境まちづくり委員会並びに
都市計画審議会の委員による充分なる検証実施の陳情

陳情者

住所

電話

理由：

番町の住環境を守ってきた現行の地区計画と、2021年に策定されたばかりの千代田区都市計画マスタープランの趣旨を逸脱して、二番町の一角で超高層ビルの建築を容認する地区計画の変更が、現在千代田区の行政組織により強力に進められようとしています。地区住民に対する貢献の見返りに、日本テレビに対して、賃貸商業ビル運営に充分な利潤を上げるに必要な容積率、その容積率確保に要する建物高さを与えようとするための地区計画の変更と理解しています。

千代田区に50年、番町に25年居住し、この地区の稀有な住環境、文教環境をこよなく愛するものとして、番町の価値と地区環境に大きな変化を及ぼしかねない動きと思い、本件が審議された都市計画審議会、沿道まちづくり協議会などを傍聴してきました。前回の都市計画審議会で、「現行の地区計画における規定である高さ60メートルの順守を最良とすること」、ただし、「地域貢献で得られる価値の大きさと見返りに損なう環境影響につき、住民の充分な合意が得られるならば」との条件付きで、高さ80メートルを限度とするビルの建設も容認しようとの専門家委員の見解が出たことは承知しております。この見解の趣旨は、地区計画変更を行う際には、慎重かつ十分な事前検証を行うべきであると理解します。

しかるに、区役所から二番町地区住民に対する地区計画変更の説明会が近々開催されると聞きました。しかし、これは実施に先立ち行われるべき区議会での議論が不十分なまま手続きに入ったのではないかと懸念致します。つきましては、具体的な手続きに実施に入る前にまずは、計画案の是非につき、地権者・区民の判断に資するような、区議会（環境まちづくり委員会）による議論を行い、その議事録が住民に理解されるように早期公表をお願いします。

また、都市計画法16条、17条で集められた意見の集計・分析にあたっては、区の行政組織に加え、区議会環境まちづくり委員会と都市計画審議会の委員による検証を行うように要望します。

以上、陳情致します。



環境まちづくり委員会 送付5-46

二番町地区地区計画の変更に関して、住民への詳細説明及び都市計画法第16条第1項の
公聴会の開催を求める陳情

受付年月日 令和5年11月27日

陳情者 提出者 1名

令和5年11月27日

陳情書

千代田区議会議長
秋谷 こうき様

二番町地区地区計画の変更に関して、住民への詳細説明及び都市計画法第16条第1項の公聴会の開催を求める陳情

陳情者：

陳情者住所：

日頃より、円滑なる区政の運営にご尽力を頂き、厚くお礼申し上げます。
さて、先日11月25日に区役所で行われた「二番町地区 地区計画の変更に関わる素案の説明会」に参加し区の見解をお聞きしました。しかし、二番町における日本テレビ本社跡地の再開発については、もともと地区計画で高さ制限が50m、総合設計制度を使っても60mまでと制度上決まっている中で地区計画を変更してまで実施される再開発ということで、この数年近隣住民の皆さんと共にその推移を注視してきた住民としては、懸念が払拭されたとは言い難く、ここに次の通り陳情致します。

1. 陳情の趣旨

二番町地区計画の変更に関して、都市計画法第16条第1項の公聴会を開催するように求めます。

2. 陳情の理由

令和5年1月に、高さ90mの日本テレビの都市計画案提案に関して公聴会を実施していただきました。今回は高さ80mの新しい都市計画案の素案です。

高さが90mから80mに変わったこと以外、十分な説明がなされたとは言えません。都市計画法第17条の意見募集の前に、どのように変わったのか、専門家や住民の意見がどのように反映されたのかさらなる説明が必要です。

そのうえで、住民が公に意見を言える場、公聴会を実施して頂くことを求めます。



以上

環境まちづくり委員会 送付5-47

二番町地区地区計画の変更に係る説明会及び意見書の取り扱い方に関する陳情

受付年月日 令和5年11月28日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年11月28日



千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

二番町地区地区計画の変更に係る説明会及び意見書の取り扱い方に関する陳情

陳情者:

住所:

電話:

※案内

1. 「二番町地区 地区計画の変更に係る素案の説明会」と題するペーパーには議事として「二番町地区計画変更素案について」が挙げられています。しかし、席上配布資料としては「二番町地区 地区計画 変更素案の概要」にとどまっています。5月に開催された「六番町偶数番地地区の地区計画に係る素案の説明会」では席上配布資料として「地区計画の素案」そのものが含まれていたと聞いています。今回、「素案」を配布せず、「概要」にとどめた理由を教えてください。

2. 「素案」のコピーが模型を置いた机の脇にありましたが、「写真撮影不可」となっていました。限られた時間で「素案」から筆写するのは不可能です。また、「素案」が置かれていたこと自体の案内もなかったので、これに気が付いて見た方も少ないと思います。25日の説明会では会場からの要望により、出席者には素案のコピーが配布されたとも聞いていますが、24日の出席者には素案のコピーは郵送されたのでしょうか。そして、なぜ素案を「閲覧禁止、持ち出し厳禁、撮影禁止」としたのか、また、そもそもですがなぜ素案を区の都市計画の「都市計画の公告・縦覧のお知らせ等」のところに公開しないのか、以上の理由を教えてください。

3. 「意見書の提出方法について」について「二番町地区 地区計画 変更素案について、都市計画として定めていくために、今後、都市計画法に基づいた手続きを行なっていきます。」との一文があります。せっかく説明会に来て、「概要」しか配布されず、変更案全体を閲覧するためには、改めて区役所5階の環境まちづくり部に開館時間内(＝勤務時間内)に行き、その限られた時間内で理解することは住民にとっては大変難しいことです。できたら、住民あるいは権利者全員へのコピーの配布をお願い致します。少なくとも、閲覧に行った人には要望に応じてコピーの配布をお願いいたします。

4. 意見書は「素案」について提出するものであって、「素案概要」について提出するものではないと思います。今回の説明会に出席した二番町地区の地権者に対して不備があったと言えませんか。また、説明時間30分、質疑60分の説明、何か質問を投げかけても「ご意見として承ります」という回答では、十分に質問に答えていただけとは思えません。再度の説明会開催を要望致します。

5. 二番町地区は在勤者が多く、住民が少ない地区です。しかし長期的な視点で町のことを考えるのはそこで子育てをし、実際に生活している住民だと思います。次の都市計画法第17条に基づく手続きに入ると、区外の方々の意見も反映されます。これでは、千代田区の住民がないがしろにされている、あるいは千代田区の主体は区外にあるという印象が強まります。区の行政が千代田区そして千代田区民の生活を守る姿勢を示していただきたいです。そのために、今回の意見書募集の要件として「関係権利者の皆様」とありますが、二番町地区に居住する多くの方々のご意見や声も是非重視していただきたいと思います。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-48

二番町地区計画の変更について、広く番町・麴町地域の地域住民を対象とする説明会を
至急開催することを求める陳情

受付年月日 令和5年11月28日

陳情者 提出者 1名

令和5年11月27日

陳 情 書

千代田区長
樋口 高顕様
千代田区議会議長
秋谷 こうき様

二番町地区計画の変更について、広く番町・麴町地域の地域住民を対象とする説明会を至急開催することを求める陳情

陳情者：

陳情者住所：

連絡先：

TEL

第1 陳情の趣旨

日本テレビの都市計画提案及び二番町地区計画の変更に関して、二番町地権者のみならず広く番町・麴町地域の住民を対象とした説明会を実施してください。

第2 陳情の理由

二番町 日本テレビ本社跡地の再開発問題は、再開発等促進区を適用した超高層ビル建設が予定されていることから、この数年、二番町住民のみならず番町・麴町、平河町、九段等周辺地域の住民がこの推移を注視してきました。何故なら、日本テレビ一社のために現行の地区計画を変更してまで区がこの計画を推進しようとしているからです。超高層ビル建設によるこのような大型の再開発では、その影響が負の側面を含め広範囲に及ぶものです。しかしながら、日本テレビ沿道まちづくり協議会においても、住民はオンラインでしか様子を知ることができず、住民に十分な説明はなされているとは言い難い現状であると思料されます。

11月21日より都市計画法第16条の手続きが開始されましたが、第17条の手続きに進む前に是非とも番町・麴町地域住民を対象とした日本テレビ計画案及び二番町地区地区計画変更についての説明会を対面にて開催してください。

そうでなければ、第17条での意見募集時に意見を出したくても内容がよく分からない、という住民が大勢いるという事態に陥る可能性があります。このままでは現行の地区計画を変更するという大きな問題を周辺住民には何も説明することなく、第17条の意見募集に突入してしまいます。これはおかしなことです。第16条の手続きで示した素案に関して、番町・麴町地域住民を対象とした説明会を急ぎ実施していただくよう強く求めます。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-49

二番町地区地区計画の早期変更を要望する陳情

受付年月日 令和5年11月30日

陳情者 提出者 1名

陳 情 者

2023年11月30日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

件名 二番町地区地区計画の早期変更を要望する陳情

陳情者
住 所
電 話



理由

現在の番町地区は、買い物も不便、歩道の整備も不十分(段差や傾き、枯れた街路樹)かつ、麴町駅番町口も不十分なバリアフリー化です。これだけの都心であるにもかかわらず、飲食店が撤退し、個人商店が消え、街はどんどん寂れて、新しいマンションばかりがたくさん建ち並んでいます。

他方、日本テレビ本社の有った場所には、現在番町の森が建て替えまでの期間、暫定で整備されており、日々多くの人々が集まっています。先日も番町の住民によるお茶会が開催され、訪れた方も、日本文化の素晴らしさに触れ、充実した時間を過ごされました。こういった活動を支える場所を恒久整備することは、住民の多い街にとって極めて意味のあることです。

日本テレビは70年前から番町に在った企業として、寂れていく街を暮らしやすい街に変えようとしてくれています。私たち番町に暮らす住民にとっても、これを機会にぜひ改善して欲しいことばかりです。絶対に外してほしくないものは、バリアフリー、広場、緑、広い歩道、交通広場、スーパーマーケットなどで、これだけのことを街に還元してくれる開発は、番町ではもうないと思っています。書かれていないものの可能であれば銭湯も作っていただきたい。

およそ10年にわたる議論、直近では都市計画審議会の学識経験者の先生方で検証なさった結果が提示され、議論は十分すぎるほどなされています。それにもかかわらず、いまだに都市計画決定されていないことが不思議でなりません。熟議を叫ぶのは簡単なことですが、そうしている間に、街の機能更新は遅れ、どんどんさびれていくのです。議会の皆さんには、今一度未来を担う人たちに対する責任を感じていただきたい。番町に想いを持っている企業があるうちに、課題解決を実現していただきたい。何も実現しないで「反対」「十分な議論」などの言葉だけで議会に臨んでいる区議は税金泥棒にほかなりません。

一刻も早く開発がなされるよう、都市計画の変更を求めます。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-52

二番町地区地区計画変更においてサイレントマジョリティである子育て世代の意見を聞き、未来の子供たちのための前向きな議論を求める陳情

受付年月日 令和5年11月30日

陳情者 提出者 1名

千代田区議会 議長 秋谷 こうき 様
千代田区議会 環境まちづくり委員会 委員長 嶋崎秀彦 様
千代田区 都市計画審議会 会長 岸井隆幸 様

陳 情 書

令和5年 11月 30日

陳情者 氏名：

住所：

二番町地区地区計画変更においてサイレントマジョリティである
子育て世代の意見を聞き、未来の子供たちのための前向きな議論を求める陳情

◆陳情の主旨

二番町地区の地区計画変更に関する議論を聞いていて、一部の声の大きな反対派と呼ばれる方々の声ばかりが取り上げられ、審議を遅らせていることに極めて違和感を持ちました。これまで行われてきた説明会には毎回同じ反対派と呼ばれる方が押しかけていますし、提出されている陳情も同じ内容のものばかりです。

また、まちづくり協議会において反対派と呼ばれる方々は各自がバラバラの言いたい放題の主張をしているように感じております。このため協議会の議論は論点が定まらないどころか、一見すると反対意見が多いような印象すら受けます。他方、提案されている緑のある広場・街区公園の整備や、麴町駅出口のバリアフリー化、生活利便性の向上・商店街の活性化、低層部の街並み景観整備等、これらは住民の切実な願いであるにも関わらず、議論に反映されていないのは不思議でなりません。住民の要望と現在行われている議論には明らかにギャップが発生していると思います。

住民はこの開発を通して、どのような利益を享受できるか（例えば、どのような商業施設になるのか、スーパーなどの量販店が営業するのか、麴町駅にエスカレーター・エレベーターが整備されるのか等）を想定しており、その利益を享受できることを前提にし、様々なことを検討・判断するという姿勢であるということがハッキリしています。つまり、住民は「日テレ社は、広場やバリアフリー化を地域貢献する」ことを前提として議論しているのであって、これが反対派と呼ばれる方々と論点がずれる要因だと思います。

また、反対派と呼ばれる方々の活動が強まることにより、住民は意見を発しづらい環境になっています。また、反対派と呼ばれる方々は、真偽がわからない情報の流布、マンション



への投書、麴町出張所・麴町区民館の利用規約を無視した集会活動を都計審の委員自らが行うなど、あきらかに住民を扇動して、住民が意見を発しづらい傾向がますます強まっていると思います。すなわち住民はどんどんサイレントマジョリティ化していると思うのです。そして、いたずらに議論に時間をかけることは、住民同士にある不信感をさらに増長させるということも懸念されます。

私としては、住民間の対立を1日も早く解決し、安心して暮らす事ができる日常を取り戻したい、そして、開発が進みQOLの高い生活を送ることを切望しております。千代田区議会及び都市計画審議会におかれましては、今回の計画・提案がサイレントマジョリティである子育て世代や高齢者のニーズをしっかりと反映したものであるということを認識・理解したうえで、速やかに審議を前に進め、少しでも早くゆたかな暮らしを送ることができるよう議論・審議を行っていただくよう求めます。

◆陳情理由の詳細

日テレ社が昨年夏に番町の森のイベント参加者およそ150人に対してアンケート調査を行ったそうですが、その結果をお聞きして驚きました。

現在の番町の森は再開発までの暫定広場の位置づけですが、計画では再開発後に恒久広場として整備することになると聞いています。その広場についてアンケートで必要だと答えた方は96%、さらにその広さについては「現在と同程度」「今よりも広いほうが良い」と答えた方は94%だったそうです。ところがアンケートに回答した方のうち、オープンハウスなど説明会に参加したことがある方はほぼ皆無で、9割以上の方が区に対して何も意見を表明していないことがわかりました。

事業者たる日テレ社が行ったアンケートですから、何らかバイアスがかかっていたとしても、広場の主な利用者である子育て世代や高齢者は積極的に意見を表明しないサイレントマジョリティであるということははっきりしたと言えらると思います。このことは国政選挙や、区議選における投票率の結果から見ても同様のことが示されていると思います。そして前述したように住民が意見を発しづらい傾向がますます強まっている状況下では、住民のサイレントマジョリティ化にはさらに拍車がかかっていると言えらるでしょう。

こうしたサイレントマジョリティの存在を無視して、積極的かつ熱心な反対派と呼ばれらる方々の声、いわゆるノイジーマイノリティの意見ばかりが反映される区議会、都市計画審議会で果たして良いのでしょうか。

今回の提案・計画は10年にわたって丹念に住民の皆さんや、保育園、子育て世代や高齢者の声を聴いて練り上げられたものだと言っています。実際に提案されてる広場の大きさや使い方、麴町駅のバリアフリー化、生活利便施設の整備などの内容は、こうした様々な世代のニーズに応えたものになっていると思います。しかも街区公園(2500㎡)規模の広場が番町に整備されるチャンスはもう二度とめぐって来ないでしょう。しかしごく一部の声の大きい反対派の方々によってこれらの実現が遮られ、遅れてしまうことは、声をあげる

ことができない多くの住民にとって不幸でしかありません。

先に行われたまちづくり協議会の議論も傍聴させて頂きましたが、番町の森で地域イベントを開催されてきた方々の地域に対する思いや、子供たちに素晴らしい体験をさせてあげたい、思い出を作ってあげたいという願いをこめた発言は胸を打つものばかりでした。区議会や都市計画審議会では、未来の子供たちのためにどのようなまちづくりが必要かという真剣な議論が行われたことがあるでしょうか。

緑あふれる十分な広さの広場で思いっきり遊ばせてあげたい、山王祭や盆踊りなど地域の伝統に触れることで番町麴町という生まれ育った町に誇りを持ってほしい、畑で作物を植えて収穫し、焚火や花火を体験し、動物や昆虫に触れて沢山の思い出を作ってほしい、—そんな観点から番町・麴町に何が必要かということ考えたとき、答えは極めてシンプルだと思います。少なくとも高さ制限にこだわることは何も生みだしません。

今回の提案、地区計画の変更は最初で最後のチャンスだと思います。どうか区議会や都市計画審議会においては、街区公園規模の緑豊かな広場の整備、麴町駅出口のバリはフリー化、生活利便性の向上、そして低層部の街並み形成など、次代を担う子供たち、将来の子供たちや子育て世代に何を残すことができるのかという、前向きな議論を是非ともお願いしたいと思います。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-53

二番町地区計画早期変更に関する陳情

受付年月日 令和5年12月4日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年12月3日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

件名 二番町地区計画早期変更に関する陳情

陳情者

住所

電話

理由

二番町地区の地区計画についての変更を早期に実現してください。現在、私の主な関心事は、公園、緑、広い道路、麴町駅のバリアフリー化などです。そして活気あるコミュニティスペースの創造を重点的にすることで、地域を再活性化させることです。

現在、番町における地区計画は、公共施設の不足、緑地や公園の不足といった課題が見受けられます。私は幼い頃から番町に住み、番町で育ちました。そんな私だからこそ、公共施設の不足や、公園の不足が、どれだけ深刻なものか、というのが身にしみて理解できます。私は現在23歳ですが、私が幼かった頃の番町には、子供たちの遊べる公園が少なく、既存の公園だけでは、子供たちの人数が多く、子供同士の衝突や、遊び場の取り合いなど、問題が多く起こっておりました。そのため、私を含む当時の子どもたちは、交通量の多い道路で、かけっこをしたり、鬼から逃げるために、ビルとビルの隙間に入るなど、広い公園がないばかりに、試行錯誤しながら遊んでいました。しかし、今あらためて考えてみると、とても危険な行為だったと思います。番町は当時より人口がだいぶ増えているにもかかわらず、公園の数はあまり変わっていないため、新たな広い公園の新設は、地域の発展と、何より未来を担う子どもたちの安全のために、とても有意義であり、今後の未来志向のまちづくりのためには欠かせないピースだと考えております。

加えて、麴町駅のバリアフリー化も急務だと考えております。千代田区の麴町駅周辺地域におけるバリアフリー化は、社会のあらゆる人々にとって重要です。番町は、高齢者と子どもたちの街と言っているほど、高齢者の数と、子持ち世帯の住民が多いです。現在の二番町側の麴町駅は階段しかなく、高齢者やベビーカーを引いている親御さんにとって、とても不便な状態です。六番出口は64段、五番出口は61段の階段を下りないと改札に行けません。



エレベーターがある出口は、真反対の出口に一つしか設置されておらず、そこまで行こうとすると、一度坂を下ってまた登らなくてはならず、そのような方々にとって、坂道を上り下りするというのは、とても困難を極めます。また現状身体障害のある人、車椅子を利用する人、または一時的なケガを負った人など、様々な状況にある人々が、安全かつ円滑に移動できる環境を整備できていないということは、日本の恥であり、ましてや、それが日本の中心である千代田区の番町の現状だという事実は、筆舌に尽くしがたい悔しさがあります。バリアフリー化は、地域社会の包括性と共生性を促進し、誰もが活動的に参加できる環境を構築することに貢献します。

日本の未来およびこれからを担う子供の未来のために、過去に決めたルールや慣習に従うのではなく、明るい未来を紡ぐために今を変え、変わらないために変わり続けることが重要だと思っております。私は、その信念を強く感じられる日テレさんの開発を強く支持しております。地区計画を早期に変更し、今すぐにでも日テレさんが二番町を開発できるようにして頂くよう行動してください。私たちは過去の枠にとらわれず、未来志向の行動をとることで未来を築いていくべきです。地区計画の即時変更が、番町再活性化の大きな一歩になると確信しております

以上

令和5年12月4日

陳情書

千代田区長
樋口 高顕様
千代田区区議会議長
秋谷 こうき様

教育環境を守る要望書を区議会で受け止め、慎重に審議を進めること求める陳情

陳情者：

陳情者住所：

連絡先：

陳情主旨

令和5年11月4日付にて千代田区都市計画審議会に提出した「番町・麴町地域の教育環境を守るための要望書」（添付資料参照）を区議会で受け止め、慎重に審議を進めること求めます。

陳情理由

二番町地区地区計画の高さ制限緩和を、地域貢献を理由に結びつけることには大変な飛躍と付度があるように思えてなりません。地域貢献を取引条件とせず、高さ制限60mを堅持した上で、様々なアイデアのもと豊かなコミュニティ形成を行うことは十分に可能です。より良き地域形成のためによりよく審議のほどお願い致します。

- ・二番町地区地区計画変更の高さ制限緩和は、番町・麴町地域の超高層への道を開き、就労人口が増え、繁華街化が起これ、過剰な賑やかさが出現することを危惧します。また、乗降客が増大、声掛け、つきまといの犯罪行為の増加を招き、生徒通学の安全に重大な危険及ぼします。
- ・二番町のスタジオ棟跡地と番町文人通りを挟んでの日本テレビが買収している四番町敷地とを合わせたの広場形成を考えれば、二番町D地区のみで2500㎡は必要ありません。
- ・バリアフリー化も賃貸オフィス設置事業者として就労者動線確保として必要経費であり、また、防災広場としても2500㎡は必須ではありません。
- ・日本テレビ通り沿道まちづくり協議会となった時点で、多様な意見を得る上で大きな面積を占める一番町の町会長を加えるべきであったと思われます。

以上



2023年11月4日

番町・麴町地域の教育環境を守るための要望書

千代田区都市計画審議会

会長 岸井 隆幸 殿

都市計画審議会委員の皆様へ



二番町地区地区計画変更につきまして、2023年3月30日千代田区都市計画審議会において採決せず、継続検討とするなど丁寧に慎重に審議を進めて頂き敬意を表するものです。11月6日都市計画審議会が開催される間際ではありますが、改めて、文教地区において教育環境を守る立場より以下の要望と疑問点を呈します。

- 1 千代田区都市計画マスタープランの中層・中高層の住居系の複合市街地及び文教地区であることの規定、および、二番町地区地区計画の高さ制限 60mを堅持することを要望します。

超高層への道が開かれると、四番町、五番町等他地域へ波及し、就労人口が増え、飲食業が増加し、繁華街化が起こり、過剰な賑やかさが出現することを危惧します。また、乗降客が増大し生徒通学の安全に重大な危険及ぼします。それは、声掛け、つきまといの犯罪行為の増加を招くものです。

- 2 二番町のスタジオ棟跡地と、番町文人通りを挟んでの日本テレビが買収している四番町敷地とを合わせての広場形成を考えるよう要望します。

商業的エリアマネジメントがさまざま企画をすること自体悪くはないですが、二番町のスタジオ棟跡地だけで 2500 m²を確保する必然性はありません。また、現在の築山がある過渡的な広場利用と超高層ビル下でカフェテラス、キッチンカー、就労者が闊歩する広場は同じではなく、誤ったイメージ操作が行われています。子どもたちのことを考えるならば、向かいの四番町側へ築山を備えた広場を設置して頂き、高さ制限 60mを守った形で広場形成ができる方向を示すべきです。間にある番町文人通りは時に歩行者天国として利用すれば良いと思われま

- 3 賃貸オフィス就労者のための動線としてエスカレーター、エレベーターを確保するのは事業者として当然のことではないでしょうか。バリアフリー化として多大な地域貢献であるとの認識について疑問を呈します。



- 4 広場の防災利用についてですが、この地域は延焼防火区域で、帰宅抑制地域で、みんなが3日間の備蓄を求められています。そういう中で、様々防災機能を民間が持つことは良いですが、本当に千代田区防災計画にて 2,500 m²の防災広場が必須とされているか多いに疑問を呈します。
- 5 日本テレビ通り沿道まちづくり協議会において、番町地域で大きな面積を占める一番町町会長が委員に入っていない。委員構成に瑕疵があるのではないかと疑問を呈します。
- 日本テレビ通り沿道まちづくり協議会となった時点で、多様な意見を得る上で一番町町会長を加えるべきであったと思われる。日本テレビ通りに面していないことは理由になりません。日本テレビ通りは、番町・麴町地域に良い面でも悪い面でも多大な影響を与えます。

以上の観点から、二番町地区地区計画の高さ制限を、地域貢献を理由として緩和すること
は大変な飛躍と忖度があるように思えてなりません。高さ制限 60mを堅持した上で、様々なア
イデアのもと豊かなコミュニティー形成を行うことは十分に可能です。
より良き地域形成のためによりしくご審議のほどお願い致します。

(連絡先

環境まちづくり委員会 送付5-54

都市計画法第17条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および
公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情

受付年月日 令和5年12月6日

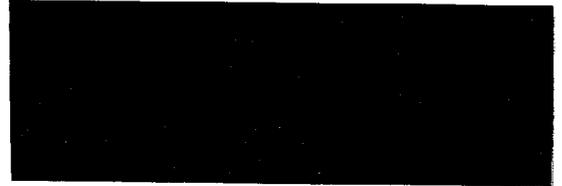
陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年12月6日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

都市計画法第17条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」 および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情



先般11月24～25日に開催されました都市計画法第16条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」で提示されました資料は住民に誤解を与えますので、次回の都市計画法第17条に基づく説明会および公告縦覧の実施前に、資料の修正と追加をお願い致します。また、16条の対象である地権者には、修正・追加した資料の再送付をお願い致します。

- 1) 総合設計で60mで建てる場合と、地区計画を変更して80mで建てる場合を比較する図や資料が必要です。60mでもバリアフリーが可能であることを明記してください。
- 2) 説明会で配られた資料のP4上の図(別紙1)は北西からの視点でしか絵が描かれていません。東西南北、四方から見た図を提示して下さい。
 - ・新オフィス棟の北側の面は日テレ通りに面する東西の面より幅が狭く、ビルの存在感が薄いです。
 - ・東側のいきいきプラザから西側を見た時、ここに番町を東西に分断する80mの壁ができるような図になるかと思えます。
 - ・また、南側のグロービスから北側を見ると、坂の上にそびえるビルが描かれるのではないかと予想します。もしかしたら、それほどボリュームはないかもしれませんが、それならそれで安心します。情報が提供されない(=隠されている)ことが私たち住民の不安を掻き立てるのです。
- 3) 資料P3下の図も東西南北、四方から見た図を提示して下さい。(別紙2)
ボリュームの少ない面で、緑の多い面での情報提示になっていてビルの全容がわかりません。日テレ通りから見たビルの幅は、文人通り側よりも幅広のはずです。
- 4) 今回は提示されなかった風環境について、60mと80mとを比較した図を作成してください。資料作成の際、次のことを要望します。
 - ・日本テレビは新オフィス棟の直下周辺だけではなく、調査範囲を拡大して、評価し数値を出していますが、これでは母数が87ヶ所と大きくなって風の影響が薄れます。できましたら、新オフィス棟の周辺だけに限った風環境の変化を示して下さい。
 - ・建物内にあり、比較不能な未評価4か所は、87か所とは別に表記して下さい。

以上



2023年11月24・25日

「二番町地区地区計画変更に係る説明会」

で配布された資料のP4

二番町地区 地区計画 変更素案の概要

■日本テレビ修正案 対応③

- ・日本テレビ通りのまちなみを形成する低層部の建物デザインの考え方について複数検討検討し、協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・建物低層部は日本テレビ通りの街並みを形成する計画とします。
- ・広場や歩行空間の緑化のみならず、60m基壇部にも緑を配し、立体的な緑化計画を検討します。
- ・建物低層部と広場が一体となったサードプレイスを創出し、さらに60m基壇部の地域開放を検討します。



二番町文庫通り

日本テレビ通り側建物低層部と歩道状空地イメージ



二番町文庫通り側建物低層部と地境空地イメージ



60m基壇部テラスのイメージ



本パースは計画イメージの一例をお示しするために作成しました。デザイン等は今後詳細設計で検討します。

■日本テレビ修正案 対応④

- ・建物の1階部分の動線について複数案検討し、専門家会議や協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・建物1階部分の出入口を分散して多数設けるとともに、建物内を貫通する動線を整備することで、アクセスや回遊性の向上等を図り、外部空間との親密性をより高める計画とします。

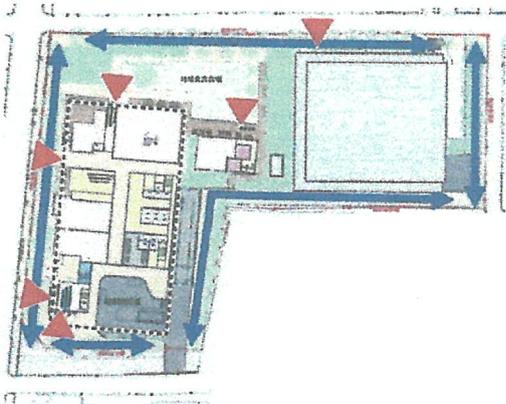
凡例

▲ 出入口のイメージ

↔ 動線

従前案

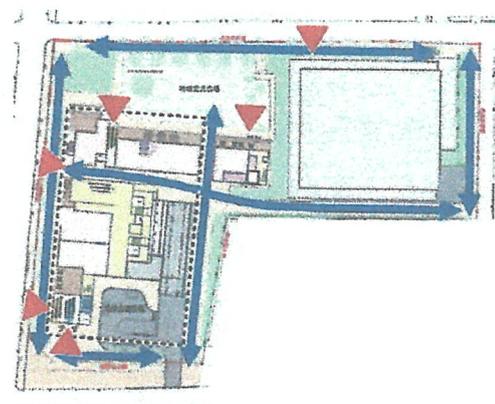
出入口の分散/路面型の店舗配置



修正案

出入口の分散/路面型の店舗配置

+ 建物内外を結ぶ動線



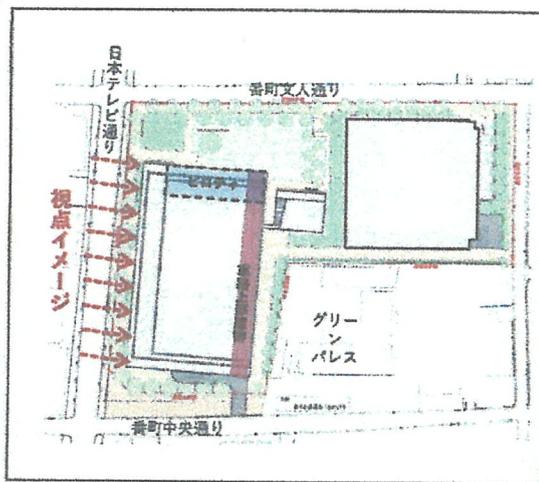
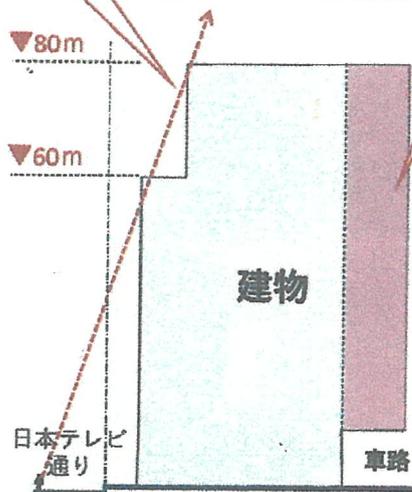
二番町地区 地区計画 変更素案の概要

■ 日本テレビ修正案 対応②

- ・60mのまちなみへの配慮として60m以上のボリュームの見え方について複数案スタディし、専門家会議や協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・日本テレビ通り沿道対岸から60m以上の部分が見えないように、高さ60mで壁面後退させました。
- ・また、高さを90mから80m以下にするために、青空広場の一部をピロティ化、グリーンパレス側に設置していた車路上部にボリュームを配する工夫を施しました。

60m以上のボリュームが日本テレビ通り対岸から見えないように壁面後退

車路上部とピロティ上部に建物ボリュームを配し、80m以下に建物高さを抑える



■ 日本テレビ修正案 対応②

- ・60mのまちなみへの配慮として60m以上のボリュームの見え方について複数案スタディし、専門家会議や協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・日本テレビ通り沿道対岸から60m以上の部分が見えないように、高さ60mで壁面後退させました。
- ・また、高さを90mから80m以下にするために、青空広場の一部をピロティ化、グリーンパレス側に設置していた車路上部にボリュームを配する工夫を施しました。

従前案		<table border="1"> <tr> <td>用途</td> <td>オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約12,500㎡</td> </tr> <tr> <td>建物高さ</td> <td>建築物の高さ90m以下</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>約6,400㎡</td> </tr> <tr> <td>建築率</td> <td>約50%</td> </tr> <tr> <td>容積対象面積</td> <td>約87,500㎡</td> </tr> <tr> <td>計画容積率</td> <td>約700%</td> </tr> </table>	用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)	敷地面積	約12,500㎡	建物高さ	建築物の高さ90m以下	建築面積	約6,400㎡	建築率	約50%	容積対象面積	約87,500㎡	計画容積率	約700%	<p>文人通り側立面イメージ</p> <p>90m以下</p>	<p>日本テレビ通り・番町文人通り交差点付近より計画建物を見上げる</p>
	用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)																
敷地面積	約12,500㎡																	
建物高さ	建築物の高さ90m以下																	
建築面積	約6,400㎡																	
建築率	約50%																	
容積対象面積	約87,500㎡																	
計画容積率	約700%																	
修正案		<table border="1"> <tr> <td>用途</td> <td>オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約12,500㎡</td> </tr> <tr> <td>建物高さ</td> <td>建築物の高さ80m以下</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>約6,800㎡</td> </tr> <tr> <td>建築率</td> <td>約55%</td> </tr> <tr> <td>容積対象面積</td> <td>約87,500㎡</td> </tr> <tr> <td>計画容積率</td> <td>約700%</td> </tr> </table>	用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)	敷地面積	約12,500㎡	建物高さ	建築物の高さ80m以下	建築面積	約6,800㎡	建築率	約55%	容積対象面積	約87,500㎡	計画容積率	約700%	<p>文人通り側立面イメージ</p> <p>80m以下</p>	<p>日本テレビ通り・番町文人通り交差点付近より計画建物を見上げる</p>
用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)																	
敷地面積	約12,500㎡																	
建物高さ	建築物の高さ80m以下																	
建築面積	約6,800㎡																	
建築率	約55%																	
容積対象面積	約87,500㎡																	
計画容積率	約700%																	

ボリューム感を示すためのパースです。今後、デザインは詳細設計を行います。

環境まちづくり委員会 送付 5 - 5 5

「都市計画法第 17 条に基づく『「二番町地区地区計画の変更に係る説明会』および公告縦覧
の実施前に資料修正・追加を求める陳情(送付 5 - 5 4)」に関する追加の陳情

受付年月日 令和 5 年 1 2 月 2 0 日

陳 情 者 提出者 1 名

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様



陳 情 書

「都市計画法第17条に基づく『二番町地区地区計画の変更に係る説明会』および
公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情(送付5-54)」に関する追加の陳情

陳情者:

住 所:

電 話:

去る12月6日に「都市計画法第17条に基づく『二番町地区地区計画の変更に係る説明会』
および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情」を提出し、受理されました。
その4)に風環境に関して60mと80mとを比較した図を作成して下さいをお願い致しまし
た。図を作成するにあり、次のことを追加して要望致します。

現在、新オフィス棟周辺では西側(日テレ通り側)と北側(文人通り側)で2つの工事が進めら
れそこには高いビルが建っていません。また北側の日本テレビの敷地には駐車場も広がって
います。この状況で風環境について検討してもあまり現実的ではありません。

西側では10階建て46mのビルが建設されるそうです。四番町側は3階建て17.5mの仮施
設が建設中です。仮施設なので数年後には、日本テレビの敷地には最低50~60mの日本テ
レビ関連のビルが建設されることは容易に想像できます。風環境の影響を検討する際は、これ
らのビルが建設されたことを想定して、より現実的に評価をし、図を作成して下さいよう要望致
します。

住民は駐車場・空地や低層のビルとの間の風の影響を心配しているわけではなく、高層ビルが
建った場合の日常の生活道路、通学路や公共広場に対する影響を心配しているのです。日本
テレビと行政の方にはその点をご理解いただき、住民目線での回答をお願い致します。

また、風環境が想定よりも悪化した場合、壁面緑化や植栽などによって対応するという考え方
があるそうですが、高層ビルでの壁面緑化の例や効果を具体的に示して説明して下さい。

以 上

環境まちづくり委員会 送付5-56

都市計画法第17条に基づく二番町地区地区計画の変更に係る意見募集に関する陳情

受付年月日 令和5年12月25日

陳情者 提出者 1名

千代田区長 樋口高顕様

千代田区議会議長 秋谷こうき様

陳情書

都市計画法第17条に基づく二番町地区地区計画の変更に係る 意見募集に関する陳情

陳情者
住所
電話



12月1日、6日、8日に開催された環境まちづくり委員会の議事録(未定稿)を拝見致しました。毎回遅い時間まで町づくりに関して論議を尽くされている皆様に感謝申し上げます。議事録(未定稿)を拝見して気になったことを2点申し上げます。

1. 誰が、いつ、どこで、どのように決めるかという手順・手続き、(意志決定過程、デュー・プロセス・オブ・ロー)があいまいであるという議員の発言がありました。この点を是非明確にしていきたいです。

2. 属性ごとの意見の集計結果を明確化することを望みます。

理由等:都市計画法第17条に基づく意見募集について「都市計画審議会の会長からも、重要なのは、先ほどと同様、論理、内容であると言った見解が示されており、数による判断や属性ごとの意見の集計結果を明確化することは考えておりません。そのため、従前どおりの形で提出を受け付ける」と行政側の見解が示されました。

質問ですが、「従前」とはいつのことを指しているのでしょうか？

令和4年7月の行われたオープンハウスのアンケートでは年代を問う欄の他、住まいが区内か区外か、区内の場合は町名を記し、所有か賃貸かをチェックし、区外の場合は地権者等、在勤者、在学者、その他にチェックをする形式でした。このアンケートの回答者は、区内在住者が66名、区外在住者が283名(内16名は地権者等)、無回答23名でした。

一方、本年3月に行われた都市計画法第17条に基づく意見募集では前例にない約4000通の意見が提出され、そのうち番町住民が約1000通、番町以外の住民が約3000通。番町住民では開発案反対の意見が多いにも関わらず、全体では開発案賛成の意見が多い結果となりました(表1)。

この数値から、意見の提出者が区民かそれ以外かの属性を行政が把握することが必要だと思いました。

表1:都市計画法第17条に基づく意見募集の結果(2023年3月実施)

	合計	賛成	反対	その他
全体	3,978	2,853	1,088	37
番町以外 <small>王倉町</small>	3,040	2,586	430	20
番町(二番町)	938	267	658	13
二番町	152	62	90	0



意見提出者のほとんどが区民であれば、その属性を問う必要性は低いかもしれませんが、提出者の多くが区外在住者で、その意見が住民と異なるという事実が判明したのであれば、住所地、勤務地、あるいは利害関係の属性は少なくとも尋ねるべきではないでしょうか。

住民、利害関係者などの定義を明確にし、属性の確認をお願い致します。

以上